

## 第 81 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 63 年 10 月 17 日）

（会長職務代理者）

### 第 524 号議案 川之江都市計画公園の変更（川之江市決定）

都市計画公園に 2,2,4 号西川原公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,4、西川原公園、川之江市上分町西川原、約 0.16 ha、広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当市における公園施設の適正配置を勘案し、新たに 2,2,4 号西川原公園を計画し、児童の健全な育成を図り、併せて良好なる都市環境の形成を図るものである。

### 第 525 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 4,4,2 号山根公園を 5,5, 2 号山根公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5, 2、山根公園、新居浜市角野新田町 3 丁目、約 10.2ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

山根公園は、名勝別子ラインの玄関口に位置し、運動、レクリエーションの場として活用されている。近年、市民の公園に対する意識の高揚に対応し、休息、観賞、運動等、総合的な利用に供するため、公園区域を拡大し総合公園に変更するものである。

### 第 526 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に 2,2,27 号船木公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,27、船木公園、新居浜市船木字国領、約 0.27ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

本公園は、上部地区東部に位置する市街化区域内で地区児童の遊び場と住民間のふれあいの場を提供し、児童の健全な育成を図り、併せて良好な都市環境の形成を図るものである。

### 第 527 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画川之江公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：川之江公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 577ha、川之江処理区、約 194ha、川西処理区、約 383ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第1号幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字大門、0.25m～2.4m、約2,190m、川之江処理区

川之江第2号幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字港通り、1.5m～2.0m、約650m、川之江処理区

第1圧送幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字川原町、0.6m、約1,090m、川之江処理区  
污水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字川原町、2.5m、約400m、川之江処理区

川西第1号污水幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市上分町字城下、0.25m～0.8m、約4,450m、川西処理区

川西第2号污水幹線、川之江市金生町下分字板通、川之江市金生町下分字原、0.20m～0.4m、約1,130m、川西処理区

川西第3号污水幹線、川之江市金生町下分字森ノ木、川之江市金生町下分字川向、0.30m、約510m、川西処理区

川西第4号污水幹線、川之江市金生町下分字板通、川之江市金生町下分字中竹、0.25m～0.3m、約300m、川西処理区

川西第5号污水幹線、川之江市川之江町字大松、川之江市金生町下分字馬木、0.25m～0.4m、約1,270m、川西処理区

川西第6号污水幹線、川之江市川之江町字中井地、川之江市川之江町字井地、0.10m～0.25m、約1,080m、川西処理区

川西第7号污水幹線、川之江市川之江町字大新開、川之江市妻鳥町字寺屋敷、0.25m～0.4m、約1,980m、川西処理区

川西第8号污水幹線、川之江市妻鳥町字橋ノ本、川之江市妻鳥町字東富田、0.25m、約190m、川西処理区  
第2圧送幹線、川之江市川之江町、川之江市川之江町字大江、0.45m、約400m、川西処理区

その他、0.10m～0.4m、約95,250m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 3-2 下水管渠（雨水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第1号雨水幹線、川之江市川之江町字片上山、川之江市川之江町字天生津、1.0m～1.5m、約660m、川之江排水区

川之江第2号雨水幹線、川之江市川之江町字大門、川之江市川之江町字天生津、0.9m、約220m、川之江排水区

川之江第3号雨水幹線、川之江市川之江町字大門、川之江市川之江町字大門、0.9m～1.1m、約220m、川之江排水区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字川原町、2.4m、約470m、川之江排水区  
下分1号雨水幹線、川之江市川之江町字破砂子、川之江市金生町下分字坪ノ内、0.8m～2.2m、約1,660m、川西排水区

下分2号雨水幹線、川之江市金生町下分字山ノ端、川之江市金生町下分字大道、1.1m～1.3m、約950m、川西排水区

中央 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字井池、川之江市金生町下分字馬木、1.1m～4.2m、約 1,600m、川西排水区

中央 2 号雨水幹線、川之江市川之江町字井池、川之江市上分町穴田、1.1m～2.4m、約 2,750m、川西排水区

大江 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字開田、1.0m～1.9m、約 1,110m、川西排水区

大江 2 号雨水幹線、川之江市川之江町字中井地、川之江市川之江町字塚田、1.1m、約 310m、川西排水区

大江 3 号雨水幹線、川之江市川之江町字天野屋新田、川之江市川之江町字大新開、1.1m、約 140m、川西排水区

大江 1 号吐口幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字大江、1.9m、約 50m、川西排水区

大江 2 号吐口幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字大江、1.5m×2、約 320m、川西排水区

新浜雨水幹線、川之江市妻鳥町字東江ノ口、川之江市妻鳥町字中屋敷、0.8m～1.5m、約 400m、川西排水区

新浜 1 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字七反地、川之江市妻鳥町字七反地、1.9m、約 10m、川西排水区

新浜 2 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字江ノ東、川之江市妻鳥町字東江ノ口、1.5m、約 90m、川西排水区

平木雨水幹線、川之江市妻鳥町字桜ノ木、川之江市妻鳥町字桜ノ木、1.4m、約 630m、川西排水区

その他、0.3m～0.5m、約 1,650m、川西排水区

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

川原ポンプ場、川之江市川之江町地内、約 6,300m<sup>2</sup>

大江ポンプ場、川之江市川之江町字大江地内、約 3,400m<sup>2</sup>

新浜ポンプ場、川之江市妻鳥町字東江ノ口地内、約 2,400m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川之江処理場、川之江市川之江町地内、約 20,100m<sup>2</sup>、標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

本市の公共下水道は、昭和 56 年度に決定した川之江排水区約 194ha に、昭和 60 年度の拡大変更で川西処理区を追加し、排水区域約 577ha を決定しており、鋭意施設整備を実施しているところである。今回、川西第 6 号汚水幹線を国道 11 号線に埋設する計画について、再検討した結果、施行方法及び交通量等の問題で施行が困難なため、本計画のように変更するものである。またより一層の効率的な整備を図り、生活環境の向上と水質保全に資するものである。

### 第 528 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画垣生都市下水路・江の口都市下水路・松神子下水路を都市計画新居浜公共下水道とし、新居浜公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：新居浜公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 1,865ha、（金子処理分区、約 234ha、川西処理分区、約 997ha、川東処理分区、約

302ha、国領処理分区、約 113ha、中萩処理分区、約 124ha、多喜浜処理分区、約 95ha)

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3 下水管渠

#### 3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦汚水幹線、新田町 1 丁目、磯浦町、0.8m~0.35m、約 1,770m、金子処理分区  
新田汚水幹線、新田町 3 丁目、前田町、0.40m~0.35m、約 510m、金子処理分区  
前田汚水幹線、新田町 1 丁目、前田町、0.35 m~0.30m、約 200m、金子処理分区  
滝の宮汚水幹線、若水町 2 丁目、河内町、1.35 m~0.60m、約 3,200m、金子処理分区、川西処理分区  
星越汚水幹線、河内町、西の土居町 2 丁目、0.35m~0.25m、約 810m、金子処理分区  
宮西汚水幹線、泉池町、一宮町 2 丁目、0.35m~0.25m、約 940m、川西処理分区  
一宮汚水幹線、繁本町、一宮町 1 丁目、0.45 m~0.30m、約 790m、川西処理分区  
川西汚水幹線、菊本町 2 丁目、萩生岸の下、2.30m~0.70m、約 8,660m、川西処理分区、中萩処理分区  
庄内汚水幹線、新須賀町 3 丁目、北内町 3 丁目、1.20m~0.25m、約 6,830m、川西処理分区  
喜光地汚水幹線、庄内町 3 丁目、篠場町、0.80m~0.30m、約 4070m、川西処理分区  
政枝汚水幹線、政枝町 2 丁目、政枝町 3 丁目、0.35m~0.30m、約 380m、川西処理分区  
中村汚水幹線、中村松木 1 丁目、中村 4 丁目、0.60m~0.30m、約 2,100m、川西処理分区  
土橋汚水幹線、土橋 1 丁目、土橋 2 丁目、0.30m、約 490m、川西処理分区  
中萩汚水幹線、本郷 1 丁目、上原 2 丁目、0.60m~0.30m、約 2,050m、川西処理分区  
上原汚水幹線、中村 4 丁目、中村 4 丁目、0.25m、約 230m、川西処理分区  
萩生汚水幹線、萩生本郷、萩生治良丸、0.45m~0.25m、約 2,460m、中萩処理分区  
岸の下汚水幹線、萩生岸の下、萩生旦の上、0.40m、約 790m、中萩処理分区  
坂井汚水幹線、坂井町 3 丁目、瀬戸町、0.30m~0.25m、約 380m、川西処理分区  
松原汚水幹線、松原町、中筋町 2 丁目、0.50m~0.25m、約 2,600m、川西処理分区  
東田汚水幹線、庄内町 6 丁目、船木池田、0.80m~0.30m、約 2,100m、国領処理分区、川西処理分区  
国領汚水幹線、東田 2 丁目、国領 1 丁目、0.50m、約 480m、国領処理分区  
池田汚水幹線、船木檜ノ端、船木池田、0.25m、池田処理分区  
川東汚水幹線、菊本町 2 丁目、垣生 3 丁目、1.10m~0.70m、約 4,910m、川東処理分区  
東雲汚水幹線、清水町、桜木町、0.45m~0.30m、約 1,380m、川東処理分区  
沢津汚水幹線、宇高町 4 丁目、郷 1 丁目、0.45m~0.35m、約 2,090m、川東処理分区  
垣生北汚水幹線、宇高町 4 丁目、垣生 6 丁目、0.35m~0.25m、約 860m、川東処理分区  
田ノ上汚水幹線、垣生 2 丁目、田の上 2 丁目、0.45m、約 530m、川東処理分区  
本郷汚水幹線、垣生 2 丁目、垣生 1 丁目、0.30m、約 340m、川東処理分区  
江の口汚水幹線、田の上 2 丁目、田の上 2 丁目、0.25m、約 260m、川東処理分区  
松神子汚水幹線、松神子 3 丁目、松神子 2 丁目、0.30m~0.25m、約 350m、多喜浜処理分区  
垣生圧送幹線、垣生 3 丁目、松神子 3 丁目、0.35m、約 500m、多喜浜処理分区  
多喜浜汚水幹線、松神子 3 丁目、多喜浜東浜、0.50m~0.70m、約 2,800m、多喜浜処理分区  
黒島汚水幹線、多喜浜東浜、黒島三喜浜五番浜、0.35m~0.25m、約 730m、多喜浜処理分区  
吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目、菊本町 2 丁目、2.00m、330m  
その他、0.30m~0.25m、約 397,910m、金子、川西、中萩、国領、川東処理分区

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦雨水幹線、磯浦町、磯浦町、2.10m～2.00m、約 420m、磯浦排水分区  
新田雨水幹線、磯浦町、王子町、2.40m～2.30m、約 1,290m、磯浦排水分区  
金子雨水幹線、新田町 1 丁目、新田町 2 丁目、3.10m～1.30m、約 700m、新田排水分区  
惣開雨水幹線、新田町 1 丁目、新田町 3 丁目、2.20m～2.00m、約 480m、惣開排水分区  
西原雨水幹線、新田町 1 丁目、徳常町、巾 6.60m～1.70m、約 1,890m、西新居浜排水分区  
中須賀雨水幹線、西原町 3 丁目、西原町 2 丁目、1.80m～1.50m、約 540m、西新居浜排水分区  
江口雨水幹線、新田町 1 丁目、河内町、3.80m～1.80m、約 540m、江口排水分区  
北新町雨水幹線、新田町 1 丁目、北新町、2.20m～1.80m、約 330m、江口排水分区  
西中学校北雨水幹線、北新町、江口町、1.50m、約 310m、江口排水分区  
前田雨水幹線、新田町 1 丁目先、前田町、2.10m、約 140m、江口排水分区  
一宮雨水幹線、中須賀町 1 丁目、一宮町 2 丁目、2.40m、約 130m、一宮排水分区  
久保田雨水幹線、久保田町 2 丁目、久保田町 1 丁目、2.60m～1.90m、約 860m、久保田排水分区  
菊本雨水幹線、菊本町 2 丁目、若水町 2 丁目、2.50m～1.80m、約 2,270m、菊本排水分区、若水排水分区  
元塚雨水幹線、菊本町 1 丁目、菊本町 1 丁目、6.00m～1.40m、約 210m、菊本排水分区  
新須賀雨水幹線、新須賀町 2 丁目、新須賀町 2 丁目、1.60m、約 370m、新須賀排水分区  
田所雨水幹線、田所町、八雲町、2.60m～1.50m、約 780m、田所排水分区  
八雲雨水幹線、八雲町、庄内町 2 丁目、2.10m～1.40m、約 1270m、八雲排水分区  
庄内雨水幹線、庄内町 4 丁目、庄内町 5 丁目、2.30m～1.50m、約 550m、庄内排水分区  
庄内北雨水幹線、庄内町 4 丁目、庄内町 5 丁目、2.30m～1.50m、約 550m、庄内排水分区  
土橋雨水幹線、政枝町 2 丁目、土橋 1 丁目、2.00m～1.20m、約 1,370m、土橋排水分区  
白山雨水幹線、政枝町 2 丁目、中村 3 丁目、2.35m～1.20m、約 2,670m、白山排水分区  
中村雨水幹線、本郷 1 丁目、中村 1 丁目、1.90m～1.20m、約 550m、白山排水分区  
本郷雨水幹線、本郷 1 丁目、中村 1 丁目、1.40m、約 410m、白山排水分区  
中萩雨水幹線、上原 3 丁目、上原 1 丁目、1.80m～1.50m、約 470m、中萩排水分区  
喜光地雨水幹線、松木町、喜光地町 2 丁目、2.30m～1.30m、約 1,770m、喜光地排水分区  
西喜光地雨水幹線、西喜光地町、喜光地町 1 丁目、1.60m～1.30m、約 910m、喜光地排水分区  
西連寺雨水幹線、喜光地町 2 丁目、中西町、1.30m～1.00m、約 920m、西連寺排水分区  
瀬戸雨水幹線、城下町、瀬戸町、4.40m～1.40m、約 1,420m、瀬戸排水分区  
城下雨水幹線、城下町、下泉町 2 丁目、2.10m～1.90m、約 700m、瀬戸排水分区  
上泉雨水幹線、岸の上町 1 丁目、上泉町、2.50m～1.30m、約 1,530m、上泉排水分区  
北内雨水幹線、上泉町、北内町 3 丁目、2.00m～1.50m、約 1,040m、北内排水分区  
国領雨水幹線、東田 2 丁目、船木檜ノ端、1.50m～1.20m、約 1,080m、国領排水分区  
池田雨水幹線、船木国領、船木池田、2.20m～1.50m、約 2,100m、池田排水分区  
池田北雨水幹線、船木池田、船木池田、1.20m、約 270m、池田排水分区  
船木雨水幹線、船木国領、船木国領、1.20m～1.00m、約 530m、船木排水分区  
東田雨水幹線、東田 1 丁目、東田町 2 丁目、2.40m～1.30m、約 2,100m、東田排水分区  
南小松原雨水幹線、南小松原町、桜木町、1.70m～1.30m、約 2,100m、南小松原排水分区

沢津雨水幹線、清水町、沢津町 2 丁目、3.40m～1.40m、約 1,010m、沢津第 1 排水分区  
垣生雨水幹線、垣生 3 丁目、垣生 1 丁目、2.40m～2.10m、約 590m、垣生排水区  
江の口 1 号雨水幹線、垣生 3 丁目、田の上 2 丁目、3.00m～2.00m、約 1,120m、江の口排水区  
江の口 2 号雨水幹線、垣生 2 丁目、垣生 2 丁目、2.40m～2.30m、約 280m、江の口排水区  
松神子雨水幹線、長岩町、又野 1 丁目、2.10m～1.60m、約 1,380m、松神子排水区  
東浜雨水幹線、阿島土場、多喜浜東浜、6.30m～4.00m、約 730m、阿島川排水区  
土場ポンプ場放流管渠、新田町 1 丁目、新田町 1 丁目、7.00m、約 10m  
菊本ポンプ場放流管渠、菊本町 2 丁目、菊本町 2 丁目、2.50m、約 10m  
沢津雨水ポンプ場放流管渠、清水町、清水町、3.80m、約 10m  
垣生雨水ポンプ場放流管渠、垣生 3 丁目、垣生 3 丁目、2.00m、約 30m  
江の口雨水ポンプ場放流管渠、垣生 3 丁目、垣生 3 丁目、6.00m、約 10m  
松神子雨水ポンプ場放流管渠、長岩町、長岩町、4.60m、約 20m  
東浜雨水ポンプ場放流管渠、阿島土場、阿島土場、3.60m、約 10m  
その他、1.20m～0.30m、約 46,1370m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

##### 【名称、位置、敷地面積、備考】

多喜浜中継ポンプ場、松神子 3 丁目、約 690m<sup>2</sup>  
港町雨水ポンプ場、港町、約 1,000m<sup>2</sup>  
菊本雨水ポンプ場、菊本町 2 丁目、一、新居浜処理場に設置  
土場雨水ポンプ場、新田町 1 丁目、約 4,000m<sup>2</sup>  
沢津雨水ポンプ場、清水町、約 4,200m<sup>2</sup>  
垣生雨水ポンプ場、垣生 3 丁目、830m<sup>2</sup>  
江の口雨水ポンプ場、垣生 3 丁目、5,700m<sup>2</sup>  
松神子雨水ポンプ場、長岩町、3,500m<sup>2</sup>  
東浜雨水ポンプ場、阿島土場、3,500m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町 2 丁目、約 149,200m<sup>2</sup>、133,500m<sup>3</sup>/日

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本市の公共下水道は、昭和 48 年計画区域約 503ha を決定し、その後区域の拡大変更を経て、昭和 61 年の変更により工業専用地域を除く区域約 1269ha を決定し、鋭意整備を進めている。今回の変更は、昭和 62 年の線引変更による市街化区域の拡大に伴い、工業専用地域を除く市街化区域の全域と、市街化区域に接する人口密度の高い区域を含めて約 596ha を排水区域に追加し、合計約 1865ha を公共下水道の区域とするものであり、市民の生活環境の改善、公共水域の水質保全、並びに浸水の防除を図ろうとするものである。

#### 第 529 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（北条市決定）

松山広域都市計画北条公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：北条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

北条公共下水道、約 409ha、北条処理区、約 409ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

難波第1污水幹線、下難波、下難波、0.50m～0.35m、約 840m、北条処理区

難波第2污水幹線、下難波、下難波、0.30m～0.25m、約 200m、北条処理区

北条第1污水幹線、辻、柳原、0.80m、約 200m、北条処理区

北条第2污水幹線、辻、辻、0.80m～0.30m、約 1,080m、北条処理区

北条第3污水幹線、辻、辻、0.80m～0.40m、約 450m、北条処理区

北条第4污水幹線、下難波、辻、1.10m～0.80m、約 1,890m、北条処理区

北条第5污水幹線、土手内、辻、0.80m～0.20m、約 510m、北条処理区

北条第6污水幹線、辻、中西、0.80m～0.20m、約 1,130m、北条処理区

北条第7污水幹線、北条、北条、1.00m～0.30m、約 410m、北条処理区

柳原第1污水幹線、片山、中須賀、0.70m、約 650m、北条処理区

柳原第2污水幹線、片山、府中、0.40m～0.30m、約 440m、北条処理区

柳原第3污水幹線、片山、片山、0.40m～0.25m、約 200m、北条処理区

柳原污水圧送幹線、柳原、片山、0.65m、約 900m、北条処理区

鹿峰第1污水幹線、苞木、河原、0.60m～0.50m、約 690m、北条処理区

鹿峰第2污水幹線、鹿峰、鹿峰、0.30m～0.20m、約 370m、北条処理区

鹿峰第3污水幹線、苞木、苞木、0.30m～0.20m、約 460m、北条処理区

鹿峰污水圧送幹線、中須賀、苞木、0.40m、約 260m、北条処理区

和田第1污水幹線、和田、小川、0.60m～0.20m、約 1,290m、北条処理区

和田第2污水幹線、小川、小川、0.40m、約 90m、北条処理区

和田第3污水幹線、磯河内、磯河内、0.30m～0.20m、約 190m、北条処理区

和田第4污水幹線、和田、和田、0.30m～0.20m、約 290m、北条処理区

和田第5污水幹線、和田、河原、0.40m～0.30m、約 300m、北条処理区

和田污水圧送幹線、河原、和田、0.30m～0.20m、約 560m、北条処理区

污水放流幹線、下難波地先 250m、下難波、0.60m、約 450m、北条処理区

その他、0.25m～0.80m、約 60,750m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

難波第1雨水幹線、下難波、下難波、2.40m、約 320m、難波排水区

北条第1雨水幹線、北条、北条、2.10m～1.20m、約 1,010m、北条排水区

北条第2雨水幹線、北条、北条、1.70m～1.60m、約 380m、北条排水区

北条第3雨水幹線、北条、辻、1.30m～1.20m、約 290m、北条排水区

北条第4雨水幹線、北条、中西内、2.60m～1.30m、約 1,410m、北条排水区

北条第 5 雨水幹線、辻、辻、1.60m～1.20m、約 600m、北条排水区  
北条第 6 雨水幹線、辻、辻、1.50m～1.00m、約 1,360m、北条排水区  
北条第 1 雨水放流幹線、辻、北条、2.20m、約 220m、北条排水区、北条第 1 雨水ポンプ場  
北条第 2 雨水放流幹線、辻、土手内、1.00m、約 290m、北条排水区、北条第 2 雨水ポンプ場  
辻第 1 雨水幹線、辻、辻、6.20m～2.10m、約 300m、辻排水区  
辻第 2 雨水幹線、辻、辻、4.40m～2.90m、約 680m、辻排水区  
辻第 3 雨水幹線、辻、辻、4.60m～1.00m、約 360m、辻排水区  
柳原第 1 雨水幹線、柳原、府中、1.20m、約 310m、柳原排水区  
柳原第 2 雨水幹線、柳原、府中、1.70m、約 300m、柳原排水区  
柳原第 3 雨水幹線、中須賀、中須賀、1.40m、約 150m、柳原排水区  
鹿峰第 1 雨水幹線、苞木、苞木、2.00m～1.60m、約 630m、鹿峰排水区  
鹿峰第 2 雨水幹線、苞木、鹿峰、1.30m、約 300m、鹿峰排水区  
鹿峰第 3 雨水幹線、苞木、苞木、1.3m、約 200m、鹿峰排水区  
鹿峰第 4 雨水幹線、久保、河原、1.2m、約 200m、鹿峰排水区  
鹿峰雨水放流幹線、久保、久保、1.2m、約 30m、鹿峰排水区  
和田第 1 雨水幹線、河原、和田、1.8 m～1.2m、約 360m、和田排水区  
和田第 2 雨水幹線、和田、和田、1.8m、約 360m、和田排水区  
和田雨水放流幹線、河原、河原、1.8m、約 20m、和田排水区  
小川第 1 雨水幹線、磯河内、磯河内、1.9m、約 180m、小川排水区  
小川第 2 雨水幹線、小川、小川、2.0m、約 90m、小川排水区  
その他、0.24m～1.00m、約 58,350m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

##### 【名称、位置、敷地面積、備考】

和田汚水中継ポンプ場、北条市和田、約 300m<sup>2</sup>、汚水  
鹿峰汚水中継ポンプ場、北条市苞木、約 300m<sup>2</sup>、汚水  
柳原汚水中継ポンプ場、北条市片山、約 360m<sup>2</sup>、汚水  
北条第 1 雨水排水ポンプ場、北条市北条、約 1,000m<sup>2</sup>、雨水  
北条第 2 雨水排水ポンプ場、北条市土手内、約 370m<sup>2</sup>、雨水  
鹿峰雨水排水ポンプ場、北条市久保、約 1,100m<sup>2</sup>、雨水  
和田雨水排水ポンプ場、北条市河原、約 1,800m<sup>2</sup>、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

北条処理場、北条市下難波、約 32,800m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 計画理由

北条公共下水道は、昭和 50 年度に市街化区域全域面積約 384ha を計画決定し、鋭意事業を実施してきた。事業の進捗に伴い、全体区域の整備の目途がついたことから、今回、市街化区域に接する人口密度の高い下難波地区約 25ha を追加し、市街化区域と一体的に整備を図るため、公共下水道の区域約 409ha に



拡大変更するものである。また、昭和 48 年に全体計画策定時以降、人口分布に変化があり、これに対応するため汚水幹線を変更するものである。

### 第 530 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（伊予市決定）

松山広域都市計画下水道中、米湊都市下水道及び相田都市下水道を伊予公共下水道とし、伊予公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：伊予公共下水道
- 2 排水区域

#### 【名称、面積、摘要】

伊予公共下水道、約 361ha、伊予処理区、約 361ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

#### 3-1 汚水管渠

##### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

北 1 号汚水幹線、下吾川字南西原地先、下吾川字鳥ノ木、0.70m～0.30m、約 2,190m、伊予処理区

北 2 号汚水幹線、下吾川字馬塚、下吾川字馬塚、0.25m、約 210m、伊予処理区

北 3 号汚水幹線、下吾川字馬塚、下吾川字柳、0.50m～0.45m、約 1,480m、伊予処理区

北 4 号汚水幹線、下吾川字宮田、下吾川字北西原、0.30m～0.25m、約 850m、伊予処理区

南 1 号汚水幹線、下吾川字南西原地先、米湊字大角蔵、0.90m～0.25m、約 2,500m、伊予処理区

南 2 号汚水幹線、灘町字西、米湊字西ノ原、0.45 m～0.20m、約 830m、伊予処理区

南 3 号汚水幹線、米湊字安広、上吾川松本、0.25 m～0.20m、約 610m、伊予処理区

南 4 号汚水幹線、米湊字安広、米湊字南原、0.20m、約 500m、伊予処理区

南 5 号汚水幹線、尾崎字天神下、尾崎字天神下、0.25m、約 140m、伊予処理区

南 6 号汚水幹線、尾崎字天神下、市場字有三反、0.25 m～0.25m、約 1,090m、伊予処理区

伊予市下水浄化センター吐口及び放流渠、下吾川字南西原及び湊町字西町地先、下吾川字南西原及び湊町字西町地先、1.20m、約 10m、伊予処理区

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

#### 3-2 雨水管渠

##### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

北 1 号雨水幹線、下吾川字南西原、下吾川字鳥ノ木、3.40m～2.50m、約 1,540m、大谷排水区

北 2 号雨水幹線、下吾川字馬塚、下吾川字一丁地、2.00m～1.60m、約 810m、大谷排水区

北 3 号雨水幹線、下吾川字宮田、下吾川字浜田、2.00m～1.70m、約 830m、大谷排水区

北 4 号雨水幹線、下吾川字南西原、下吾川字北西原、2.00m～1.65m、約 440m、大谷排水区

南 1 号雨水幹線、灘町字西、米湊字安広、3.00m～1.70m、約 990m、安広排水区

南 2 号雨水幹線、米湊字仲ノ町、米湊字西窪、1.60m～1.00m、約 520m、安広排水区

南 3 号雨水幹線、米湊字大下、米湊字大角蔵、2.20m～1.00m、約 630m、安広排水区

大谷ポンプ場吐口及び放流渠、灘町字西、灘町字西、1.65m、約 20m、大谷排水区

安広ポンプ場吐口及び放流渠、灘町字西、灘町字西、2.40m、約 20m、安広排水区

その他、約 74,200m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

大谷ポンプ場、下吾川字南西原、約 2,400m<sup>2</sup>

梢川ポンプ場、灘町字西、約 1,100m<sup>2</sup>

安広ポンプ場、灘町字西、約 1,200m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予市下水浄化センター、下吾川字南西原及び湊町字西町地先、約 40,500m<sup>2</sup>、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

本市の下水道は、昭和 46 年、米湊都市下水路及び相田都市下水路を計画決定し、また昭和 48 年、伊予公共下水道として排水区域 83.7 ha を計画決定し、浸水の防除を重点に整備を進めてきた。事業の進捗に伴い、雨水施設の整備の目途が立ったことから生活環境の改善、公共用水域の水質保全に対する住民意識の高揚に応え、良好な都市環境の整備に取り組むため、今回下水道計画の抜本的な見直しを行い、公共下水道基本計画を作成し、市街化区域全域面積約 357ha と処理場用地約 4 ha を併せた区域約 361ha を、伊予公共下水道として計画決定するものである。

### 第 531 号議案 今治広域都市計画高速鉄道の変更（愛媛県知事決定）

都市計画高速鉄道中、日本国有鉄道予讃本線を四国旅客鉄道予讃本線に名称を改める。

#### 1 線路部分

【名称、位置（起点、終点、主な経過地）、区域、構造（構造形式、地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

四国旅客鉄道予讃本線、今治市辻堂字五反地、今治市高部字基石山、（今治市北宝来町 1 丁目）、約 7,390m、「線路線数 1」連続立体交差化事業

内訳、今治市蔵敷町 2 丁目、今治市高地町 1 丁目、（今治市北宝来町 1 丁目）、約 2,030m、嵩上式、約 5,360m、地表式、幹線街路 3,6,42 学校線と平面交差、幹線街路と立体交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 2 主要施設

【名称（都市高速鉄道、施設名）、位置、区域、備考】

四国旅客鉄道予讃本線、今治駅、今治市北宝来町 1 丁目、約 10,800m<sup>2</sup>

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

日本国有鉄道の改革の実施に伴い、日本国有鉄道予讃本線が四国旅客鉄道株式会社に継承されたため、これに関連する都市計画高速鉄道の名称を変更する。

### 第 532 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路に、7,6,17 号吉本通線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、

【地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

区画街路、7,6,17、吉本通線、今治市北宝来町 3 丁目、今治市北日吉町 1 丁目、約 230m、地表式、9m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市の陸の玄関である JR 今治駅周辺の市街地整備を図るべく、鉄道の連続立体交差事業に合わせ、昭和 61 年 10 月駅西地区土地区画整理事業を都市計画決定し、整備を進めているところであるが、この土地区画整理事業の区域内における道路を適切に配置するため、本路線を区画街路として都市計画決定しようとするものである。

### 第 533 号議案 伊予三島都市計画火葬場の決定（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画火葬場を次のとおりに決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、伊予三島市斎場、伊予三島市中之庄町字浜之前、約 7,000m<sup>2</sup>、処理能力 8（体/日）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

現火葬場は、昭和 29 年に建設されたもので建物等の老朽化が激しく、また市街地に位置し、煤煙、悪臭等により斎場としての機能を十分果たすことが出来ない状況である。このため、早期新設が必要であり、候補地を検討した結果、中之庄埋立地が適地であることから都市計画決定するものである。

### 第 534 号議案 松山広域都市計画火葬場の変更（北条市決定）

都市計画火葬場に第 2 号貴船苑を次のとおり追加する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

2、貴船苑、北条市安岡字安岡口、字安岡谷・貴船谷及び養開、約 18,500m<sup>2</sup>、処理能力 6（体/日）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当市における火葬場は、昭和 37 年 4 月に建設されたもので、施設の老朽化が著しく、補修を重ねてきたが、住宅地に近いため、煤煙、悪臭等による環境公害を理由に地区住民から移転が要請されている。このため、新しい施設を建設するため、候補地を検討した結果、安岡地区が適地であることから都市計画決定するものである。

### 第 535 号議案 川之江漁業協同組合地方卸売市場の敷地の位置について

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

川之江漁業協同組合地方卸売市場、川之江市川之江町の地先内、1,581.4m<sup>2</sup>、卸売市場建築面積 774m<sup>2</sup>、申請人、川之江漁業協同組合、組合長理事

「位置については計画図表示のとおり」

理由書

本市場申請地は三島川之江港ふ頭用地であり、周辺への影響、土地利用等から見て都市計画上支障がないので、今回、水産物の安定的な供給を確保するため、市街地に分散立地している施設を統合し、整備拡充をしようとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 525 号議案

委員：真ん中の市道を迂回する場合、図面の右の部落の人たちは、角野の中心地との距離が延びる問題がでてくるのではないかと。

事務局：迂回路については、角野新田部落、種子川部落について説明会を行い了承をえている。

委員：議論があつて了解を得たのか、それとも議論はなかつたのか。

事務局：説明会では、延長が伸びることについて意見があつたが、船木方面には市道の改良計画を延長し、高速道路関連として市で拡幅改良することで了解を得ている。

第 534 号議案

事務局：北条市は、迷惑施設については分散を図ることとし、東部にゴミ焼却施設、北部にし尿処理施設を建設しているので、火葬場を南部に計画し、検討した結果、安岡地区を選んだ。地元関係地区は、栗井地区のうち直接の地元安岡地区のほか久保地区など 9 地区、合計 10 地区である。61 年 6 月 30 日、河野地区と栗井地区に対し、市長から火葬場立地について協力要請した。これを受け、両地区で話し合った結果、元の火葬場が河野地区にあったことから、栗井地区内で検討することになり、61 年 9 月 26 日栗井区長会に対し、改めて市長から斎場の立地、適地の選定等の協力依頼を行った結果、62 年 1 月 26 日栗井区長会において、地区全体で協力する旨、決議がなされた。以降、各地区ごとに候補地を選定し、検討を重ねた結果、安岡地区が適地であるとの結論に達した。62 年 8 月 26 日、安岡地区総会を開催し、市長ほか 3 名から理解を求めたところ、基本的な合意が得られた。62 年 10 月から 11 月にかけて、斎場予定地及び進入道路の関係者等を対象に説明会の開催、戸別訪問、先進地施設などを行い、関係権利者全員の合意を受けたことから、62 年 11 月 25 日、安岡地区と同意書の調印がなされた。安岡地区以外の 9 地区についても、安岡地区との調印と並行し、62 年 12 月 8 日から 63 年 2 月 18 日にかけて順次各地区の総会が開催され、建設合意がなされ、63 年 2 月 1 日に同意書の調印、63 年 2 月 25 日に協定書の調印、63 年 7 月 8 日に覚書の調印がなされた。

委員：北条市は迷惑施設の建設をめぐるこれまでにも紛糾を重ねてきた。今回は慎重に合意を得たようであるが、特別な事情があつたか、なお詳しい説明を願う。

事務局：61 年 12 月 15 日、し尿処理施設の大浦の北条クリーンセンターの計画決定について審議をいただいた。また都市計画決定をしていないが、清掃工場に絡んで訴訟があつた。現在、北条クリーンセンターは円滑に運営され、63 年 4 月に順調に供用されている。清掃工場についても訴訟の取り下げがあり、運営委員会を設けて、当事者たちが運営に参加している。この 2 つの施設が北部地区と東部地区に設けられたことから、市では火葬場を南部に計画し、河野地区と栗井地区どちらかに選定したいと地元へ投げかけた。元の火葬場が河野地区にあったことから、栗井地区内で受けることになり、以後は住民参加ということで、栗井地区の住民の総意で位置が選定された。

## 第 82 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 63 年 12 月 20 日）

### 第 536 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に 2,2,107 号和気公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,107、和気公園、松山市和気町 1 丁目、約 0.34 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当市における公園施設の適正配置を勘案し、児童福祉の向上と健全な都市形成を図るため、新たに和気公園を計画するものである。

### 第 537 号議案 大洲都市計画下水道の変更（大洲市決定）

都市計画田口都市下水路を都市計画大洲公共下水道とし、都市計画大洲公共下水道を次のように決定する。

1 下水道の名称：大洲公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

大洲公共下水道、約 349ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

肱南汚水幹線、阿蔵字フルカハ、柚木字尾阪、0.45m～1.10m、約 2,110m、肱南処理区

肱北汚水幹線、東大洲、常盤町字西側、1.80m～0.25m、約 4,480m、肱北処理区

中村汚水幹線、若宮字ソウサン、若宮字ソウサン、0.25m、約 190m、肱北処理区

田口汚水幹線、東大洲、東大洲、0.30m～0.25m、約 280m、肱北処理区

若宮汚水幹線、東大洲、若宮字ヤクシマル、0.25m、約 300m、肱北処理区

東大洲西汚水幹線、東大洲、東大洲、0.30m～0.25m、約 300m、肱北処理区

東大洲汚水幹線、東大洲、東大洲、0.25m、約 290m、肱北処理区

新谷汚水幹線、東大洲、新谷町字南側、0.50m～0.15m、約 2,990m、肱北処理区

中山汚水幹線、徳森字宮方、徳森字宮方、0.20m、約 150m、肱北処理区

徳森汚水幹線、新谷字友次、徳森字城、0.35m～0.20m、約 1,470m、肱北処理区

肱南浄化センター吐口及び放流管渠、阿蔵字フルカハ、阿蔵字フルカハ、0.60m、肱南処理区

肱北浄化センター吐口及び放流管渠、東大洲、東大洲、1.00m、約 50m、肱北処理区

その他、0.20m、約 39,690m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

八尾雨水幹線、西大洲字ヤヲ、西大洲字椎ノ森、2.30m～1.70m、約 260m、肱南排水区

新屋敷雨水幹線、大洲字土堀、大洲字新屋敷谷、2.00m～1.40m、約 590m、肱南排水区

中島雨水幹線、大洲字西門堀、大洲字中島、1.60m、約 120m、肱南排水区  
柚木北只雨水幹線、柚木字市ノ瀬、北只、2.20m～2.00m、約 1,100m、肱南排水区  
田口雨水幹線、東大洲、常盤町字西側、3.98m～2.10m、約 1,200m、肱北排水区  
河内雨水幹線、東大洲、田口字コウチ、0.90m～0.80m、約 340m、肱北排水区  
中ヶ市雨水幹線、東大洲、田口字ナカガイチ、1.50m、約 100m、肱北排水区  
天満雨水幹線、東大洲、田口字テンマ、1.20m、約 80m、肱北排水区  
中島雨水ポンプ場吐口及び放流管渠、西大洲字中島、西大洲字中島、1.00m、約 30m、肱南排水区  
八尾雨水ポンプ場吐口及び放流管渠、阿蔵字フルカハ、阿蔵字フルカハ、2.50m、約 30m、肱南排水区  
その他、0.50m～1.10m、約 13,960m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

八尾雨水ポンプ場、大洲字鉄砲町、西大洲字ヤヲ、阿蔵字フルカハ、約 2,600m<sup>2</sup>  
中島雨水ポンプ場梢、西大洲字中島、大洲字鉄砲町、字中島、約 1,300m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

肱南浄化センター、阿蔵字フルカハ、約 9,600m<sup>2</sup>  
肱北浄化センター、東大洲、約 16,300m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

近年の都市の進行、産業の発展に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水防止等を図り、良好な都市環境を整備するため、大洲公共下水道を計画するものである。

### 第 538 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,8,1 号南予レクリエーション都市公園を 9,5,1 号第 1 号南予レクリエーション都市公園に名称を改め、次のように変更する。

##### 【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

広域公園、9,5,1、第 1 号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町大字近家字網代、字女ノ串、字ウサシ、字下新田西、字中平新田、字ヒヨソバエ、字鶴砂嘴、字船隠、字矢床、字井ノ谷、字井戸ヶ谷、字アジロ、字下新田中、字下新田沖、字下新田東道路縁、字中平新田東川、字中平新田南沼添、字中平新田中下切、字中平新田上道中切、字中平新田道上道縁、字中平新田道縁、字中平新田北土手下、字中平新田土手、字ヒヨソバエ西ノ川、字ヒヨソバエ北土手縁、字神ノ脇川縁、字神ノ脇道縁、字柏田口東川、字船カクシ、字ヨセガサコ、字小島新田、字寄ヶ坂、字クロハエ、字上新田中、字上新田東道縁及び字船穩シ。北宇和郡津島町北灘字杉山谷、字蛇堀、字鍋島、字メノクシ、字アジロ、字クサシ、字横浜、字横濱、字家ノ上及び字入江、約 41.8ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

南予レクリエーション都市づくりの核とするため、第1号南予レクリエーション都市公園約198.6haを計画決定し、整備を進めてきたところであるが、社会、経済条件の変化に対応するとともに、自然環境との調和を図り、効率的、効果的な公園計画とするため、公園区域を面積約41.8haに変更するものである。

### 第539号議案 南予レクリエーション都市計画風致地区の決定（愛媛県知事決定）

都市計画近家風致地区を次のように決定する。

#### 【名称、面積、備考】

近家風致地区、約191ha、条例名、「愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例」

（制定 昭和48年10月12日）、

規制内容、

- 1 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転。
- 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更。
- 3 水面の埋立又は干拓。
- 4 木竹の伐採。
- 5 土石の類の採取。
- 6 建築物等の色彩の変更。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南予レクリエーション都市整備事業により建設された南楽園周辺は丘陵、樹林等に恵まれ良好な自然環境を形成していることから、この風致を維持し、南楽園の借景を確保するとともに都市環境の保全を図るため、風致地区を定めるものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

#### 第538号議案

委員：私の理解では、第1号公園の面積を3分の1に縮小して、借景となる地域を風致地区に決定しようとしている。この縮小は非常に大きい変更である。その理由は何か。

事務局：南予レクリエーション都市整備検討委員会の報告内容にも縮小区域は整備計画の区域になっていない。整備計画では拠点開発とし、地域の立地条件、投資効果、地域的なバランス等を考慮し施設の選択的な整備を図る。整備にあたっては、用地取得が進んでいる地区を優先し、新たな用地買収等は必要最小限にとどめる、という報告があり、この報告内容を最大限尊重し、計画を進めている。縮小の具体的理由としては、近家地区、第1号南予レクリエーション都市公園は、本干拓地区、第4号南予レクリエーション都市公園と併せ一体となり、観光リゾート的基地として拠点開発することになっている。今回削除部分の施設構想については、地形条件から展望台、自然探索園路等を構想していたが、変更後の41.8haについても半島部に類似施設が構想されており、施設の重複を避けたものである。なお、今回削除区域には用地取得はしていない。このような状況の中で、地元農業者の農業投資、圃場整備の強い希望があり、公園区域の平坦地について、60年に津島町長あて、農用地指定、圃場整備の陳情がなされている。当地域の農業との調和を図ると

ともに、土地の有効、効率的利用を図るものとした。また公園区域の縮小に代わり、南楽園等の借景として周辺の良い自然環境を保全するとともに、農業投資のできる風致地区を決めた。

委員：南楽園について、当初計画を直してゆくことは、用地の問題が起きたのではないか。当初の計画を現実に対応させるために、もう一度南レク全体を再検討してほしい。また、新しく指定になった部分については、風致地区になると、いくつかの制限が生まれ、関係者の了解を得なければならないが、十分周知を徹底したか。

事務局：地元説明会は61年9月から始めた。当初は規制ばかりでメリットがないとの意見であったが、農業投資の問題が解決できること、南楽園の借景も非常に重要との認識がなされつつある。関係地区は7地区で、9月19日から11月6日にかけて説明会を開催した。この地区の世帯数は224世帯だが、うち154世帯、約70%が出席した。そのほか20回にわたる地区代表者などの会で理解を深め、最終的に各自治会の理解を得、同意を得る所まで説明を行っている。



## 第 83 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成元年 3 月 22 日）

### 委員名簿

愛媛大学教授  
日本電信電話株式会社四国建築センター所長  
愛媛県農業会議会長  
愛媛県医師会長  
愛媛県商工会議所連合会会頭  
愛媛県農協中央会会長  
四国財務局松山財務部長  
四国通商産業局長  
四国地方建設局長  
四国運輸局長  
中国四国農政局長  
第三港湾建設局長  
愛媛県副知事  
愛媛県警察本部長  
愛媛県市長会会長  
愛媛県町長会会長  
愛媛県議会議員（6名）  
愛媛県町村議会議長会会長

### 幹事名簿

土木部長、  
土木部次長  
土木部技術監  
総務企画課長  
生活衛生課長  
環境保全課長  
農政課長  
道路課長  
港湾課長  
河川課長  
都市計画課長  
建築住宅課長

## 第 540 号議案 川之江都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 4,4,1 号浜公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,1、浜公園、川之江市川之江町 4102 番地地先水面、約 6.8ha、園路及・広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年増大するスポーツ・レクリエーション需要に対応するとともに、健康増進と福祉の向上、あわせて良好な都市環境を形成するため、地区公園を新たに決定するものである。

#### 第 541 号議案 川之江都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 1 号城山公園を 5,5,1 号城山公園に、第 2 号向山公園を 3,3,1 号向山公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,1、城山公園、川之江市川之江町字井地山、字城山峠、字井地山大峠、字大江新開及び字城山、約 20.4ha

近隣公園、3,3,1、向山公園、川之江市上分町字向山、金生町下分字川原田及び字浦の谷山、約 3.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

既に計画決定されている公園の種別・名称を建設省都市局長通達に基づき、変更するものである。

#### 第 542 号議案 川之江都市計画公園の変更（川之江市決定）

都市計画公園中第 3 号東宮公園を 3,3,2 号東宮公園に、第 4 号山下公園を 2,2,1 号山下公園に、第 5 号井池公園を 2,2,2 号井池公園に、第 6 号住吉公園を 2,2,3 号住吉公園に名称を改める。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、3,3,2、東宮公園、川之江市妻鳥町川東字東宮、約 0.99ha

児童公園、2,2,1、山下公園、川之江市川之江町字花園山、約 0.19ha

児童公園、2,2,2、井池公園、川之江市川之江町字瓢箪山、約 0.11ha

児童公園、2,2,3、住吉公園、川之江市金生町下分住吉、約 0.12ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

既に計画決定されている公園の名称を建設省都市局長通達に基づき、変更するものである。

#### 第 543 号議案 東予広域都市計画緑地の変更（西条市決定）

都市計画緑地に第 5 号弁財天緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

5、弁財天緑地、西条市大町字弁財天、約 0.23 ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

市の公園緑地構想に基づき、市街地内の公共空地の確保を図り、都市景観の向上を図るとともに市民の憩いと潤いの場とするため、弁財天緑地を新たに決定するものである。

#### 第 544 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 5,5,2 号桜井総合公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,2、桜井総合公園、今治市桜井字浦手山、字長尾及び字長尾下、孫兵衛作字塔ヶ谷並びに湯の浦、約 16.0ha、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当総合公園は昭和 51 年 9 月都市計画決定し整備を進め一部区域を開設しており、広く住民に親しまれているところである。しかし、近年の生活水準の向上、自由時間の増加、価値観の多様化等に伴い、豊かで充実した施設整備を求められている。このため、区域を拡大し総合公園としてシンボル性の向上、レクリエーション施設の充実、海辺へのふれあいゾーンの設置等公園機能の向上、施設の拡充を図るため変更するものである。

#### 第 545 号議案 広見都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 5,5,1 号鬼北総合公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,51、鬼北総合公園、北宇和郡広見町大字永野市、約 11.8ha、園路・広場、修景施設、休養施設、便益施設、運動施設、遊戯施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

住民の余暇の増大に伴ってスポーツ、レクリエーション、文化活動等が盛んになり、自然環境に恵まれた総合的な公園施設の整備が強く要望されている。このため、住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供し、心身の健全な発展と豊かな生活に資するため、総合公園を新たに決定するものである。

#### 第 546 号議案 広見都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 1 号近永公園を 3,3,1 号近永公園に名称を改める。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、3,3,1、近永公園、北宇和郡広見町大字近永、約 1.4ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

既に計画決定されている公園の名称を建設省都市局長通達に基づき、変更するものである。

#### 第 547 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中Ⅱ,1,6 号梅津寺高岡線を 3,4,34 号高浜高岡線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,4,34、高浜高岡線、松山市高浜町六丁目、松山市高岡町、（松山市山西町）、約 7,460m、20m 内訳、松山市高浜町六丁目、松山市石風呂町、約 1,500m、地下式、10m、約 5,960m、地表式、16～29m、伊予鉄高浜横河原線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路梅津寺高岡線は、昭和 40 年、市の北西部と西部を結ぶ幹線道路として計画決定したもので

あるが、近年の都市化の進行、モータリゼーションの進展は著しく、これらの状況変化や将来の交通需要に対応し、円滑な都市内交通を確保するとともに都市機能の増進を図るため、変更するものである。

#### 第 548 号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路に 3,5,54 号梅津寺石風呂線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,54、梅津寺石風呂線、松山市梅津寺町、松山市石風呂町、（松山市新浜町）、約 1080m、  
地表式、12m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

当都市計画道路は、梅津寺高岡線の変更に伴い、廃止される部分を地区の幹線道路として位置づけ、良好な市街地形成を図るため、決定するものである。

#### 第 549 号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

##### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

（計画図表示のとおり）

##### II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

###### 1 都市計画の目標

###### （1）都市づくりの基本理念

松山広域都市計画区域は、県都として、教育、文化、商工業等の都市機能を備えた中核都市である松山市を中心に発展して来た。今後、四国縦貫自動車道、本四連絡橋、松山空港等交通ネットワークの整備に伴い県内都市はもとより全国各都市との関係も一層緊密化すると予想される。このため、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、農林漁業との調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び都市機能を充実し、魅力ある生活、文化都市圏を目指す。

###### （2）都市計画区域の範囲及び規模

本都市計画区域の範囲及び規模は次のとおりである。

###### 【区分、市町名、範囲、規模】

松山広域都市計画区域、松山市、行政区域の一部、	18,996ha
伊予市、行政区域の一部、	3,020ha
北条市、行政区域の一部、	2,370ha
重信町、行政区域の一部、	1,630ha
川内町、行政区域の一部、	750ha
松前町、行政区域の全域、	2,007ha
砥部町、行政区域の一部、	630ha
合計	3 市 4 町、 29,403ha

###### （3）都市計画の目標

###### ①人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年次、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 70 年
都市計画区域内人口	463 千人、	507 千人、	600 千人
市街地内人口	368 千人、	409 千人、	501 千人
保留された人口	—	—	17 千人

## ②産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 70 年
生産規模、工業出荷額	6,580 億円、	7,590 億円、	12,680 億円、
卸小売業販売額	s54、11,400 億円、	s57、15,900 億円、	35,200 億円
就業者数、第 1 次産業	23,000 人、	20,000 人、	21,000 人
第 2 次産業	57,000 人、	59,000 人	81,000 人
第 3 次産業	127,000 人	148,000 人	196,000 人
計、	207,000 人	227,000 人	298,000 人

## ③市街地の規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり定める。

市町名、	市街地の面積	
	昭和 60 年、	昭和 70 年、
松山市、	6,318.ha,	6,470ha
伊予市、	357ha,	357ha
北条市、	390ha,	390ha
重信町、	188ha,	243ha
川内町、	105ha,	105ha
松前町、	325ha,	365ha
砥部町、	151ha,	160ha
計	7,834ha,	8,090ha

## 2 土地利用の方針

### (1) 主要用途の配置の方針

#### ① 業務地（官公庁施設）

本区域の業務地は、県庁、市役所、裁判所等国や県の機関等が立地する一番町及び二番町の周辺地区に県都としての中核管理機能が集積しており、今後も引き続き業務機能の充実を図る。

#### ② 商業地

##### (ア) 中心商業地

県内あるいは都市圏全体からの利便性の高い四国旅客鉄道松山駅及び伊予鉄道の拠点である松山市駅都道後を結ぶ地域は、県内全域にサービスする最高次の商業核として、専門店、大規模小売店舗、また観光文化都市として文化会館、ホテルなどが立地しており、今後も高次商業機能を充実させるための土地の高度利用を図る。

##### (イ) 一般商業地

中心商業地の周辺部及び松山市の三津地区、伊予市、北条市の既成商店街は、近傍地域の地区商業地として整備を促進し、その他市街化区域内の主要地に近隣商業を配置するとともに、幹線道

路沿いの必要な地区についても、沿道型の店舗、事務所等を配置して近隣商業地の形成を図る。

### ③ 工業地

#### (ア) 既存工業地

松山市臨海部は製造工場が集積しており、今後も公害防止及び環境保全に留意しつつ、既存工業地として維持する。また空港周辺の松山市垣生地区、松前町北河原地区の工業用地については、輸送条件に恵まれていることから電気機械器具、輸送用機械器具等の製造業並びに化学工業等の立地の促進を図る。その他川内町、砥部町の内陸部の工業用地についても公害のない工場の立地の促進を図る。

#### (イ) 新規に開発すべき工業地

松前町臨海部に既存の工業地に隣接して、面積約 38ha を新たに、工業用地として配置する。

### ④ 流通業務地

松山都市圏における流通業務地は、松山市久万の台に中央市場、それに隣接して問屋町に卸商団地が立地しており、今後も既存の流通業務地として維持する。今後は高速交通体系の整備に合わせ、流通業務施設の集団化による集積効果の向上を図るため四国縦貫自動車道の整備に合わせ、流通業務団地の整備を図る。

### ⑤ 住宅地

#### (ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地内の住宅地については、その環境の維持改善に努めつつ、土地利用の高度化を推進し、比較的高密度の住宅地として整備するほか、周辺部は低層住宅地として良好な環境の保全に努める。

#### (イ) 新規に開発すべき住宅地

新規に開発すべき住宅地については、松山市及び砥部町に公的機関が開発する住宅団地、また松山市の垣生、森松、来住地区及び重信町の野田地区に計画的な市街地の形成を図る。

## (2) 市街地の密度構成に関する方針

### ① 地域別人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

(単位：千人)

地域区分、	昭和 55 年、	昭和 65 年
既成市街地、	358、	385
市街化進行地域		
新市街地	90、	96
人口フレームを保留する区域	—	17
計	448、	501

### ② 密度構成に関する方針

業務地区及び中心商業地については、建物の高層化及び不燃化を促進し、土地利用の高度化を図る。住宅地については、商業地に隣接する比較的中心地に近い所は、良好な居住改善に努めつつ中高層の集合住宅地の立地を促進し、一戸建て住宅が主となる市街化進行地域及び新市街地においては、低密度利用を図り、良好な住宅地の形成に努める。

### (3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行い、おおむね小学校

区を基準として鉄道、河川、幹線道路等物理的な分断要素を勘案し住区を設定する。既成市街地内住区については、良好な住環境の維持向上に努め、既存の都市機能の更新を図り、道路、公園、河川、教育施設、集会施設等、必要な公共公益施設の整備に努める。また新市街地の住区については、住民のコミュニティの形成を考慮し、道路、公園等の適正配置を図り、良好な居住環境を形成するために都市施設の整備促進を図る。

#### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

##### ①優良な農地として保全すべき土地

本区域の平地部は良好な水田地帯を形成し、周辺の山麓部は樹園地としてともに各種の農業投資が行われており、また現在計画中、実施中の区域も多い。その地区は重信川沿いの地区で松山市の高井町、東方町、津吉町、伊予郡松前町の東部地区、温泉郡重信町の南部地区、川内町の川上地区、北条市の東部地区、伊予市の伊予東、伊予西地区については今後とも農業的な土地利用が見込まれるため、優良な農地として保全する。

##### ②災害防止上保全すべき区域

本区域の外周にある林地は、水源涵養を主体に、土砂流出防備、急傾斜地の災害防止等の保安林として指定されていることからこれらの区域の保全を図る。また高浜、堀江地区等急傾斜地の災害のおそれがある区域は将来とも保全する。

##### ③自然環境形成上保全すべき区域

本区域の自然環境の骨格をなしている北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町の山麓地、伊予市南部にまたがる自然公園等については自然環境の保全を図るとともにとくに必要な地区については緑地、風致地区等の指定を行いその保全を図る。

##### ④計画的な市街地整備の見通しがある区域

市街化調整区域においても、計画的な市街地整備を行う予定があり、事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業関係施策と必要な調整を図りつつ、保留フレームの範囲内で市街化区域への編入を行うものとする。

### 3 市街地の開発及び再開発の方針

#### (1) 基本方針

既成市街地については、地区の環境整備を図ると共に土地の高度利用を図り、都市機能の増進を図るものとする。市街化進行地域及び新市街地においては計画的な整備開発を一層推進して良好な住宅地の供給に資するよう努めるものとする。特に市街化区域内の残存農地等の未利用地については、土地区画整理事業の積極的な導入を図るとともに、無秩序な市街化防止するため、地区計画を策定して宅地化を促進し、良好な市街地の形成を図る。

#### (2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

##### ①市街化進行地域

既成市街地周辺において既に市街化が進行しつつある地区については、公共施設の整備改善により良好な居住環境を確保する。また特に無秩序な開発が予想される地区については、積極的に地区計画及び土地区画整理事業を推進し、計画的な整備を図る。

##### ②新市街地

新市街地については、土地区画整理事業及び地区計画を推進するとともに、民間や公的機関による開発行為を計画的に誘導し、都市施設の整備を図り健全な市街地の形成に努める。

#### (3) 既成市街地の再開発の方針

#### ①高度利用に関する方針

中心商業業務地及び中心市街地周辺の建物過密地については、地区の環境に応じて市街地再開発事業を推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、建築物の高層化、不燃化を図り、市街地環境の整備に努める。当面、重点的に市街地の再開発を促進する地区は次のとおりである。大街道、湊町周辺地区は、商店街の近代化と中心商業地としての都市機能の整備を図るため再開発事業を推進する。市駅周辺地区は、商業の活性化と公共施設の整備強化を図るため再開発事業を推進する。道後地区は土地の高度利用と建築物の不燃化を図るため、温泉街の特性を生かした再開発事業を推進する。

#### ②用途転換及び用途純化に関する方針

土地利用の動向、都市施設の整備状況等を的確に把握し合理的な土地利用を実現するため、石井地区、平田地区等の幹線道路の沿線で著しい土地利用の変化が認められる地域、及び堀江地区、勝岡地区、朝生田地区等指定している用途と土地利用現況に著しい隔たりがみられ、将来もその傾向が続くものと考えられる地域等については用途転換を図っていくこととする。また既成市街地内の住宅地等に混在し、住環境を阻害している工場等不適格建築物については、順次移転を誘導し、用途の純化に努める。

#### ③劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地などにおいて、老朽狭小など住環境の悪化が見られる公営住宅等については、建替事業等により居住環境の改善を図る。

#### ④既存の工業地における公害防止に関する方針

松山市から松前町に至る臨海部の重化学工業地帯については、法的規制による公害対策が効果をもたらし、工業地周辺の公害は、徐々に減少しているが、工業系以外の用途に立地する中小の工場については、まだ十分な対応がなされておらず、今後、これらの工場の適地移転を促進するものとする。

#### (4) 市街地整備の方針

既成市街地においては、一層の都市施設の整備充実を図るものとする。また、市街化区域内で都市的未利用地が多く存する地域及び新市街地においては、積極的に土地区画整理事業を導入して、公共施設の整備、良好な宅地の供給に努める。

#### (5) 重点的に整備すべき面的開発事業

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

##### 【市町名、区域名】

- 松山市、 勝岡土地区画整理事業
- 松山市、 姫原土地区画整理事業
- 松山市、 衣山土地区画整理事業
- 松山市、 北斎院土地区画整理事業
- 松山市、 南吉田土地区画整理事業
- 重信町、 野田土地区画整理事業

#### 4 交通体系整備の方針

##### (1) 基本方針

都市の交通施設整備は、都市内における効率的な人及び物の流れを確保するのみでなく、都市計画の目標である健康で文化的な生活と機能的な都市活動の確保を実現していく基本的な手段である。したがって、その整備計画の策定にあたっては、将来の都市構造、都市活動形態、生活水準などに関する基本的理念に基づいて行われなければならない。現在の松山都市圏は事業所の約80%、従業人口の約82%が松山市に集中している。このため、パーソントリップ調査によると昭和54年の都市圏における発生



集中交通量が 2967000 トリップエンドであった。交通量の将来の伸びは、昭和 65 年には昭和 54 年の 1.26 倍（3751100 トリップエンド）、昭和 75 年では 1.47 倍（4370100 トリップエンド）と今後も着実に増加すると予想されている。本区域は、放射環状型都市として発展し、その骨格となる道路網も松山市の中心部から国道 11 号、33 号、56 号、196 号が放射状に走っておりこれらを結ぶ環状線が計画され整備が着々と進んでいる。更に四国縦貫自動車道、及び松山空港等の整備拡充に伴い高速時代に対応した道路交通体系の整備に努める。

都市別発生集中量の見通し（単位：トリップエンド）

	発生量（百トリップ）、集中量（百トリップ）、計（百トリップ）		
松山市	11,589	11,587	23,176
	14,802(1.28)	14,587(1.26)	29,389(1.27)
	16,894(1.46)	17,190(1.48)	34,084(1.47)
伊予市	798	796	1594
	949(1.19)	977(1.23)	1,926(1.21)
	1,202(1.51)	1,157(1.45)	2,359(1.48)
北条市	733	732	1,465
	909(1.24)	887(1.21)	1,796 (1.23)
	1,138(1.55)	1,106(1.51)	2,244(1.53)
重信町	467	467	934
	684(1.46)	677(1.45)	1,361(1.46)
	802(1.72)	790(1.69)	1,592(1.70)
川内町	208	208	416
	274(1.11)	254(1.22)	528(1.27)
	349(1.68)	325(1.56)	674(1.62)
松前町	671	670	1361
	744(1.11)	770(1.15)	1,514(1.13)
	815(1.21)	841(1.26)	1,656(1.23)
砥部町	372	372	744
	511(1.37)	486(1.31)	997(1.349)
	569(1.53)	523(1.41)	1,092(1.47)
市町計	14,838	14,832	2,9670
	18,873(1.27)	18,638(1.26)	37,511(1.269)
	21,769(1.47)	21,932(1.48)	43,701(1.47)

上段：S54

中段：S65

下段：S75 （ ）内は S54 に対する伸び率

## (2) 整備水準の目標

本区域の道路交通施設の整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに、今後の交通量の増加に対処するために幹線道路網を適切に配置し、整備に努める。道路網計画は、市街地の発展を予測するとともに、市街地の動向等を考慮し、整備を進めて行くものとするが、市街地における道路整備済延長密度は、昭和 60 年度末の 1.0km/km<sup>2</sup> を、昭和 65 年には 1.2km/km<sup>2</sup>、21 世紀初頭には

2.5km/km<sup>2</sup>とすることを目標に整備する。

### (3) 根幹的交通施設等の整備方針

#### ①道路

本区域の交通体系は、松山市を中心に放射状に延びる国道とこれを連結する環状線で骨格を形成している。また今後における四国縦貫自動車道の整備、本四連絡橋の完成、松山空港の拡張等の広域交通体系の整備に対処するとともに、区域内に集中発生する交通を円滑に処理するため、次の方針により交通網を強化する。

(ア) 四国縦貫自動車道の整備、これに接続する外環状線等の都市軸基幹道路網の整備を促進する。

(イ) 地域間交通を処理するため、国道 11 号重信道路、松山東道路、国道 33 号砥部道路、国道 56 号伊予道路、国道 196 号松山環状線、松山北道路、松山北条道路、北条市バイパスの整備を促進する。

(ウ) 空港と市内中心部を結ぶ千舟町空港線及び松山港のアクセス道路である梅津寺高岡線の整備を促進する。

(エ) 都市内交通に対しては、各地区の集中発生、交通量の増大に対処し円滑に処理するため、土地利用計画と合わせて、幹線道路等都市内道路を適正に配置したネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら効率的な整備を促進する。

#### ②都市内高速鉄道

踏切事故の防止と踏切遮断による交通渋滞の緩和を図るとともに、市街地の一体的な整備を図り都市構造の健全な発展を誘導するため、伊予鉄道高浜線古町駅から衣山間の鉄道高架事業の推進に努める。

#### ③駐車場

商業業務機能の集積の高い都心地区については、将来の駐車需要に応じた施設の確保に努め、適正な配置により利用サービスの向上を図るものとする。

#### ④自動車ターミナル

都市部の通勤、通学客の増大に対処し、都市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

#### ⑤港湾・空港

重要港湾松山港、地方港湾北条港、伊予港については、地域の消費、生産活動に伴う物流需要に対処するため、所要の港湾施設の整備を図る。航空旅客、貨物輸送需要の増大に対処するため、滑走路の延長等の整備を進めるとともに、周辺地域の騒音対策及び環境施設整備を推進する。

#### ⑥交通管理

都心部については、適正な交通規則により歩行者及び公共輸送機関の利便性を高め、良好な都市環境の形成に努める。

#### ⑦重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね 5 年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

##### 【種別、名称】

道路、(街) 勝山町則之内線

道路、(街) 土橋町千足線

道路、(街) 南堀端市場線

道路、(街) 松山環状線(西部)

道路、(街) 平田町下難波線

道路、(街) 東一万桑原線

道路、(街) 千舟町空港線  
道路、(街) 本町宝塔寺線  
道路、(街) 傘屋町山越線  
道路、(街) 平田勝岡線  
道路、(街) 勝岡東西 5 号線  
道路、(街) 勝岡南北 2 号線  
道路、(街) 内港稻荷線  
都市高速鉄道、立体交差事業  
空港、松山空港拡張整備事業

## 5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

### (1) 基本方針

本区域は、北は高縄山地、南東は西日本最高峰の石鎚山を擁した四国山地を背景に、西は瀬戸内海に面した道後平野、風早平野の中に市街地が形成されている。この平野内には美しい小丘陵が点在し、周辺の山麓地と一体的に調和して良好な自然環境を呈している。しかし本区域は県域の中核都市として中枢管理機能が集中し、人口の増加とそれに伴う市街地の拡大が進展した結果、市街地内の緑地の減少、市街地周辺における良好な自然環境への悪影響、都市公園緑地等の整備の遅れが見られる。このような状況の中で自然環境の保全、生活環境の整備、市民のレクリエーション活動の促進などを結合させた新しい文化都市の実現を目標に整備を図る必要がある。

### (2) 緑地の確保水準

#### ①緑地の確保目標水準

【緑地の確保目標量 (75 年)、市街化区域に対する割合、都市計画区域に対する割合】

約 4,400ha、 48%、 15%

#### ②都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

【年次、 昭和 50 年、 昭和 55 年、 昭和 60 年】

都市計画区域内人口 1 人当たりの目標水準、5.6m<sup>2</sup>/人、12.0 m<sup>2</sup>/人、30.0m<sup>2</sup>/人、

### (3) 緑地の配置計画の概要

#### ①環境保全系統の配置方針

- (ア) 広域の自然環境の骨格を成している北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の小丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町にまたがる山麓地、伊予市の伊予岡古墳一帯、広域を西流する重信川、石手川等の区域は自然緑地として配置する。
- (イ) 広域に多く立地している歴史的、文化的に由緒ある太山寺、石手寺、日尾八幡神社、を中心とする樹林地、当圏域のシンボルマークである松山城周辺等は都市環境保全緑地として配置する。
- (ウ) 市街地内の公共施設、公益施設、住宅団地、工業地等におけるオープンスペースは地区内の修景、環境の改善に資するよう緑地を配置する。
- (エ) 重信川河口部、城山等野生動植物の生息地は緑地として配置する。このように環境保全のために確保すべき緑地は、風致地区、緑地保全地区、景観樹林保護地区等の指定に努め保全を図る。

#### ②レクリエーション系統の配置方針

- (ア) 住区基幹公園は、児童、近隣、地区公園の誘致距離及び住区等を基本として配置する。このうち地区公園については松山市 11 箇所、北条市、伊予市、松前町、重信町、川内町にそれぞれ 1 箇所配置する。

(イ) 都市基幹公園については、総合公園として松山市の城山公園及び松山総合公園、北条市の青少年スポーツセンター周辺、伊予市の森地区。運動公園として松山市の和気地区、市坪地区、松前町の北川原に各々配置する。

(ウ) 特殊公園については、遺跡、風土、地形等の条件を勘案し配置する。

### ③防災系統の配置方針

(ア) 地震、火災時における安全性を図るため、防災機能を有している松山城周辺等、市街地に点在する星が丘、大峰が台等の丘陵地や周辺の山麓地及び、重信川、石手川、立岩川等を保全し防災緑地として配置する。

(イ) 学校運動場、遊園地、広幅員の通路等オープンスペースを防災系統として配置する。

(ウ) 石油コンビナート等の特別防災区域として指定されている松山市の西部臨海地域については、その背後地に位置する弁天山を緩衝緑地として保全し、これに連続して堂之元川、洗地川から重信川に至る緩衝緑道を計画する。

(エ) 松山市の市街地については、防災計画に基づき、避難地及び避難路等を適切に配置する。

### ④景観構成系統の配置方針

本区域の風土にとけこんだ快適な生活環境を確保するため、都市景観を構成している市街地の背景となる緑地の中で、城山公園、弁天山緑地、久万ノ台緑地等、及び市街地内に点在する緑地を保全する。

### ⑤総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の系統別配置方針を基に相互の調整を図り、さらに都市形態緑地パターンを勘案し総合的配置計画を策定する。

## (4) 実現のための施策の方針

### ①公園緑地等の整備目標及び配置方針

#### (ア) 整備目標

都市公園等施設として整備すべき緑地については、昭和 75 年で約 2,010ha で都市計画区域内人口 1 人当たりおおむね 30m<sup>2</sup>/人とする。

#### (イ) 配置方針

#### 【公園緑地等の種別、配置方針、整備目標 (75 年)】

児童公園、各住区内に 4 ヶ所設置することを目標とし、249 ヶ所、約 61ha の確保を図る。0.9m<sup>2</sup>/人  
近隣公園、各住区内に 1 ヶ所設置することを目標とし、60 ヶ所、約 125ha の確保を図る。1.8m<sup>2</sup>/人  
地区公園、4~5 住区内に 1 ヶ所設置することを目標とし、16 ヶ所、約 73ha の確保を図る。1.1m<sup>2</sup>/人  
総合公園、松山市に松山総合公園他 1 ヶ所、北条市、伊予市に 1 ヶ所、計 4 ヶ所、約 535ha の確保を図る。7.9m<sup>2</sup>/人、

運動公園、松山市に 2 ヶ所、松前町に 1 ヶ所、計 3 ヶ所、約 90ha の確保を図る。1.3 m<sup>2</sup>/人、

広域公園、砥部町に 1 ヶ所、約 913ha の確保を図る。1.7m<sup>2</sup>/人、

その他の公園緑地等、特殊公園については 7 ヶ所、約 363ha の確保を図る。緑地については、河川緑地及び緩衝緑地等 11 ヶ所、約 640ha の確保を図る。15.2m<sup>2</sup>/人、  
10.01m<sup>2</sup>/人

### ② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然的環境の保全等を図るため緑地保全地区等の指定を以下のように進める。

#### 【地区の種別、指定方針、指定目標 (75 年)】

風致地区、市街地内及び市街地に隣接した風致および景観がすぐれている箇所を保全するために

現在指定している 14 地区と併せ 22 地区の指定を行う。1,673.3ha

その他、条例等による景観樹林保護地区等を指定し緑地の保全を図るために、現在指定している 32 箇所と併せ 40 箇所の指定を行う。717ha

(5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

①おおむね 5 年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

- (ア) 住区基幹公園として地区公園は松前公園、他 1 ヶ所、近隣公園は三町公園、他 4 ヶ所、児童公園は年 6 ヶ所程度の整備を行うものとする。
- (イ) 都市基幹公園として松山総合公園、北条公園、伊予総合公園の整備を図る。
- (ウ) 広域公園として砥部町の総合運動公園の整備を図る。
- (エ) 緑地については、久万ノ台緑地、石手川緑地の整備を図る。

②おおむね 5 年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

市街化区域及び市街化調整区域に隣接した風致及び自然環境が特に優れた地区を選定し、計画的に新規指定を行う。

6 下水道および河川の整備方針

(1) 基本方針

①下水道

本区域における居住環境及び公共用水域の水質保全に資するため、市街地については、公共下水道事業の早期完成を目指す。また、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水渠整備に併せ、都市下水路の整備を計画的に推進する。

② 河川

本区域内の中小河川は、現在かなり改修が進みつつあるが、今後市街化の進展に伴い、雨水流出が増加することが予測されるので、開発計画と流域の治水対策との連携を図ると共に、体系的な河川改修を促進する。

(2) 整備水準の目標

①下水道

公共下水道の昭和 60 年度末の総人口普及率は 24.7%であるが、昭和 65 年には 29.1%、21 世紀初頭には、市街化区域については、全域について下水道を整備し、市街化区域以外の区域については、密居集落、集居集落について下水道を整備すること等により、普及率を総人口に対し概ね 90%を目標として整備に努める。

② 河川

河川改修については、緊急度の高い河川から順次整備を行い、長期的には、開発と統合した計画的な河川改修を図る。

(3) 下水道および河川の整備方針

①下水道

公共下水道は、既成市街地及び周辺市街地において優先的に整備するとともに、新市街地においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。また、市街化区域以外の区域においても、密居集落等について下水道を整備する。

② 河川

市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、1 級河川の内川、2 級河川の宮前川、久万川、洗地川、大谷川の改修を促進し、治水および災害防除に努める。

#### (4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

本区域における水害を解消し、都市の生活環境の向上を図るため、おおむね 5 年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りである。

##### 【種別、名称】

###### 下水道

松山市公共下水道（中央処理区、西部処理区）

北条市公共下水道（北条処理区）

伊予市公共下水道（伊予処理区）

松前町公共下水道（松前処理区）

姫原都市下水路（松山市）

米湊及び相田都市下水路（伊予市）

###### 河川

中小河川改修事業、宮前川、久万川、大谷川、国近川、表川

小規模河川改修事業、石手川、御坂川、川付川、大川、明神川、内川、長尾谷川、砥部川

河川局部改修事業、河野川

都市小河川改修事業、堂之元川、洗地川

準用河川改修事業、太山寺川、傍示川、村中川、長沢川

#### 7 その他の公共施設の整備方針

##### (1) 整備水準の目標

都市の住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、ごみ処理場、汚物処理場等の供給施設及び処理施設、学校、図書館等の教育文化施設、病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場等の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に適切に対応し、施設の整備充実に努めるものとする。

##### (2) 主要な公共施設の整備方針

###### ① ごみ処理施設

増大するごみに対処し、分別収集方式の充実と省資源の意識高揚を図るとともに、既存施設の効果的な活用を図り時代の要請にあった機能的な施設の整備を図る。

###### ② 卸売市場

増加する生活関連物資の円滑な流通とコストの軽減を図り、物価の安定と生活の向上を推進するため、卸売市場の機能充実を図る。

###### ③ 小・中学校

義務教育施設の規模の適正化及び体育施設の整備充実に促進し、教育効果の向上を図るため計画的な整備を推進する。

###### ④ その他の中核的施設

本圏域には松山市に愛媛大学、重信町には愛媛大学医学部が立地し教育の中心的機能をはたしているが、さらに北条市に聖カタリナ大学、砥部町に県立医療短期大学の建設を進めるとともに既存大学の充実を図る。また近年、急速な国際交流高まりがあるなかで、今後国際的な学術文化の機能を一層促進する必要がある、道後地区に立地している県民文化会館の一層の利用促進を図る。

##### (3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

おおむね 5 年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

小・中学校、石井小学校と椿小学校、余土小学校とたちばな小学校及び鴨川中学校と内宮中学校の分離、潮見小学校、久枝小学校、湯山中学校、小野中学校、城西中学校の新設

参考として定める事項

(1) 保留された人口フレーム（単位：千人）

区分、	昭和 60 年、	昭和 70 年
都市計画区域内人口	537、	600
市街化区域内人口	448、	501
配分する人口	—	481
保留する人口フレーム	—	17
特定保留	—	—
一般保留	—	17

第 550 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種住居専用地域、約 153ha、6/10、4/10、10m、1.9%  
約 1,162ha、8/10、5/10、10m、14.5%

小計、約 1,315ha、16.4%

第 2 種住居専用地域、約 511ha、20/10、6/10、6.4%

住居地域、約 3,647ha、20/10、45.6%

近隣商業地域、約 285ha、20/10、3.6%

約 272ha、30/10、3.4%

小計、約 557ha、7.0%、

商業地域、約 249ha、40/10、3.1%

約 66ha、50/10、0.8%

約 25ha、60/10、0.3%

小計、約 340ha、4.2%

準工業地域、約 844ha、20/10、10.6%

工業地域、約 310ha、20/10、3.9%

工業専用地域、約 471ha、20/10、6/10、5.9%

合計 約 8,000ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、市街化区域に編入する地区について、適正な用途地域の決定を行うものである。

### 第 551 号議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

都市計画野田土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：野田土地区画整理事業

面積：約 27.3ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,5,64 北野田東梅本線、12m、約 410m、都市計画施設（同時決定）

幹線街路、3,5,65 平松上樋線、12m、約 780m、都市計画施設（同時決定）

区画街路、上記都市計画街路を基幹として、良好な住環境を確保するため、通過交通を防止できる形態に幅員 9m～4.5m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、野田 1 号公園、約 0.68 ha

児童公園、野田 2 号公園、約 0.14ha

児童公園 2 箇所の誘致距離を勘案の上区域内の適所に配置し、住民の健全な憩いの場として公共の福祉の増進に寄与する。公園面積は施行区域面積の約 3%以上を確保する。

その他の公共施設：用排水路を、現在及び将来の土地利用状況等を考慮して配置する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して約 200～300m<sup>2</sup>の標準画地規模とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、県営牛湊団地や民間開発の住宅団地など一体となった新規住宅需要の受け皿として、街路、公園等公共施設を計画的に整備し宅地の利用増進を図るとともに、秩序ある市街地形成を図るため、野田土地区画整理事業を決定するものである。

### 第 552 号議案 松山広域都市計画道路の変更（重信町決定）

都市計画道路に 3,5,64 号北野田東梅本線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,64、北野田東梅本線、重信町北野田字大地、重信町北野田字北野、約 410m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線道路、3,5,65、平松上樋線、重信町北野田字平松、重信町牛湊字上樋、（松山市南梅本町）、約 1,170m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

野田土地区画整理事業等に伴い、地域の円滑な交通を確保するとともに、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路を新たに決定するものである。

### 第 553 号議案 松山広域都市計画地区計画の決定（重信町決定）

都市計画 牛湊地区 地区計画を次のように決定する。

名称：牛湊地区地区計画

位置：温泉郡重信町大字牛湊字二本木、字横畑、字上樋、字砂子地及び字四反地の各一部



面積：約 7.3ha

#### 区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：当地区は町の西部に位置し、国道 11 号、伊予鉄道横河原線に接した区域で、地区周辺においては、県営牛渕団地や民間宅地開発が行われ、既に良好な市街地を形成している。このため、当地区についても地区計画の策定により、地区施設（道路）の整備、建築物の用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。

土地利用の方針：地区の特性に応じた土地利用を図るために、当地区を住宅地区、工業地区に区分する。

（住宅地区）

住宅地区については、1 戸建て住宅を主体として良好な住環境を確保する。

（工業地区）

工業地区については、近隣住宅への影響を配慮し、周辺住宅地区との調和を図りながら、国道 11 号に面する地区については、主として沿道型工場・サービス施設、流通業務施設及び軽工業等を集積させ秩序ある土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図る。

地区施設の整備方針：地区施設として区画道路（幅員 4～6m）を適切に配置する。地区施設の配置にあたっては、適正な規模の街区形成に留意するとともに、既存道路の有効な活用を図り、地権者間の負担の均衡にも極力配慮するものとする。

#### 地区整備計画

地区施設の配置及び規模：【名称、幅員、延長、摘要】

道路、区画道路、6m、440m、5m、50m、4m、840m、（知事承認事項）

#### 建築物等に関する事項

##### 建築物の用途の制限

住宅地区、約 1.8ha、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。1 ホテル、モーテル、又は旅館、2 ボーリング場、スケート場又は水泳場、3 まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの、4 畜舎で床面積の合計が 15m<sup>2</sup>を越えるもの。

工業地区、約 5.5ha、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。1 ホテル、モーテル、又は旅館、2 ボーリング場、スケート場又は水泳場、3 まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの、4 劇場、映画館、演芸場、又は観覧場、5 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの、6 個室付き浴場業に係る公衆浴場、7 畜舎で床面積の合計が 15m<sup>2</sup>を越えるもの、8 建築基準法別表第 2（ほ）項第 3 号に掲げる工場のうち、（一）、（八の三）、（十）、（十四）、（十七の四）に掲げるもの、9 建築基準法別表第 2（ほ）項第 4 号の内、（1）の火薬類。

（知事承認事項）

「地区計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

#### 理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、地区の特性に応じた地区施設（道路）等を定め、秩序ある土地利用を誘導し良好な市街地の形成を図るため、牛渕地区地区計画を決定するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 547 号議案、第 548 号議案、

事務局：第 547 号議案は、Ⅱ,1,6 号梅津寺町高岡線を 3,4,34 号高浜高岡線に名称を改め、一部区間を変更するものであり、第 548 号議案は、先の第 547 号議案の変更により廃止となる区間について、都市計画道路 3,5,54 号梅津寺石風呂線を新たに決定するものです。現在、決定されている梅津寺町高岡線は、梅津寺町から新浜町に至る線、松ノ木町の線、松ノ木町から高岡町に至る線を結ぶルートです。変更ルートは、県道松山港線のバイパスルートとし、松山観光港に直接アクセスする計画で、松山観光港から梅津寺町の裏山を延長 1,500m のトンネルで貫通し、松ノ木町で現計画の梅津寺町高岡線に接続する計画であり、この変更区間は約 2,550m です。松ノ木町から高岡町に至る区間は現計画をそのまま利用します。なお、この変更により梅津寺町から松ノ木町の間は廃止されます。

次に第 548 号議案の梅津寺石風呂線は、廃止となる梅津寺町から松ノ木町の区間について、住宅地として良好な市街地形成を図るため、現計画をそのまま地域の幹線街路として残す必要があります。このため、県道松山港線から新浜町を經由し、高浜高岡線に接続する梅津寺石風呂線を計画しました。

第 551 号議案、

委員：平均して減歩率はどれくらいか。また、説明では淡々と進んでいるように聞こえるが、実際はどうだったのか。

事務局：土地区画整理事業は重信町では初めての経験で、いろいろ勉強しながら事業に取り組んでいる。減歩率は 22%、公共減率が 12%、保留減歩が 10%程度です。この土地区画整理事業で問題となったのは区域内の住宅所有者です。これらの住宅地では敷地が小さく、これ以上の減歩は困難です。地元説明会でも住宅所有者の意見を聞いて事業を進めるようにとの意見が出ている。住宅に配慮して事業を進めることが一番重要だと考えている。

## 第 84 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成元年 12 月 18 日）

### 委員名簿

松山大学教授  
愛媛大学教授  
日本電信電話株式会社四国建築センター所長  
愛媛県農業協同組合中央会会長  
愛媛県農業会議会長  
愛媛県商工会議所連合会会頭  
愛媛県医師会長  
四国財務局松山財務部長  
中国四国農政局長  
四国通商産業局長  
四国運輸局長  
四国地方建設局長  
第三港湾建設局長  
愛媛県副知事  
愛媛県警察本部長  
愛媛県市長会会長  
愛媛県町長会会長  
愛媛県議会議員（6名）  
愛媛県町村議会議長会会長

### 幹事名簿

土木部長  
土木部次長  
土木部技術監  
企画調整課長  
生活衛生課長  
環境保全課長  
構造改善課長  
道路課長  
港湾課長  
河川課長  
都市計画課長  
建築住宅課長

## 第 554 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,28 号川沿公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,28、川沿公園、西条市喜多川字上川原、約 0.10 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

西条市の公園配置構想に基づき児童公園を計画し、児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

#### 第 555 号議案 松山広域都市計画公園の変更（川内町決定）

都市計画公園に 2,2,108 号南方東公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,108、南方東公園、温泉郡川内町大字南方字川上、約 0.22 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

川内町の公園配置構想に基づき児童公園を計画し、児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

#### 第 556 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に 2,2,109 号和泉公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,109、和泉公園、松山市和泉北 3 丁目、約 0.13 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市の公園配置構想に基づき児童公園を計画し、児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

#### 第 557 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路中 7,7,8 号高架側道 5 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

区画街路、7,7,8、高架側道 5 号線、今治市常盤町 5 丁目、今治市北宝来町 1 丁目、（今治市常盤町 5 丁目）、約 250m、地表式、6m、幹線街路と平面交差 2 箇所

区画街路、7,7,10、高架側道 7 号線、今治市北日吉町 1 丁目、今治市北日吉町 1 丁目、（今治市北日吉町 1 丁目）、約 220m、地表式、6m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

今治駅付近連続立体交差化事業及び今治駅西地区土地区画整理事業の進捗に伴い、高架側道の連続性を確保し、環境の保全と駅周辺の区画街路のネットワークの形成を図ると共に事業の促進を図るため、高架側道 5 号線ほか 1 路線を変更するものである。

### 第 558 号議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の変更（松山市決定）

都市計画勝岡土地区画整理事業を次のように変更する。

名称：勝岡土地区画整理事業

面積：約 21.7ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、平田勝岡線、16m、約 890m、都市計画施設

区画街路、勝岡東西 5 号線、8m、約 550m、都市計画施設

区画街路、勝岡南北 2 号線 8m、約 420m、都市計画施設

その他区画街路は幅員 4.3 m～6 m 及び特殊街路は幅員 2m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、内新田公園、約 0.33 ha、都市計画施設

児童公園、六町公園、約 0.22ha、都市計画施設

児童公園、太衛門公園、約 0.10 ha、都市計画施設

公園は施行地区内の 3 箇所に配置し、施行面積の約 3%を確保する。その他、緑地を配置する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1.15m とし、現在及び将来の土地利用状況等を考慮して配置する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して約 200 m<sup>2</sup>～300m<sup>2</sup>を標準画地とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

勝岡土地区画整理事業は主に住宅地としての宅地の利用増進を図るとともに秩序ある市街地形成を図るため昭和 59 年 4 月都市計画決定を行い、整備を進めているところである。当事業の進捗に伴い、住環境の整備を図るため、四国電力火力発電所跡地との境界に緑地帯を計画するとともに、関係権利者の負担の軽減をはかり、効率的な整備を行うため、施行区域を拡大変更するものである。

### 第 559 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に 2,2,110 号内新田公園ほか 2 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,110、内新田公園、松山市勝岡町、約 0.33 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、2,2,111、六町公園、松山市勝岡町、約 0.22 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、2,2,112、太衛門公園、松山市勝岡町、約 0.10 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

勝岡土地区画整理事業の進捗に伴い、同事業施行区域内に、本案のとおり児童公園を計画し、児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

### 第 560 号議案 新居浜都市計画汚物処理場の変更（新居浜市決定）

都市計画汚物処理場中新居浜市浄化園を新居浜市衛生センターに名称を改め、次のように変更する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

- 1 新居浜市衛生センター、新居浜市阿島字三ツ杭新田丸池、字荷内丸池及び字丸池、約 9500m<sup>2</sup>、処理能力 140kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市の汚物処理場は昭和 37 年に建設され、昭和 48 年 10 月都市計画決定を行い、施設の改善を重ねながら供用してきた。近年、施設の老朽化、公共下水道の普及による処理量の減少に伴い、当区域で施設の集約化を図り、緑地の確保と近代的施設の更新を計画し、効率的な処理機能と環境保全を行い区域を縮小変更するものであり、この変更により除外する区域は、県道の拡幅整備の促進のため道路敷として活用し、処理施設の円滑な管理運営を図るものである。併せて、名称を新居浜市衛生センターに改めるものである。

**第 561 号議案 卸売市場の敷地の位置について**

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

新居浜市垣生漁業協同組合地方卸売市場、新居浜市垣生 6 丁目地先、1,455.9m<sup>2</sup>、地方卸売市場建築面積 840m<sup>2</sup>、延べ床面積 1,110.27m<sup>2</sup>、荷捌施設 660m<sup>2</sup>、集出荷施設 150 m<sup>2</sup>、漁協事務所 300.27 m<sup>2</sup>、申請人、新居浜市垣生漁業協同組合組合長理事

「位置は計画図表示のとおり」

理由書

当卸売市場は、昭和 35 年に建設したものであり、近年の施設の老朽化に加え、取扱量の増大等により業務に支障をきたす状況になった。今般、新漁港の造成に伴い、施設を整備拡充し水産物の安定供給を図るため、現在地より新漁港造成地への移転を計画したものである。

会議録（質疑なし）

委員を会長に選出。

## 第 85 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 2 年 3 月 19 日）

### 第 562 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3, 5, 16 号北新町港町線を 3, 5, 16 号河内町港町線に名称を改め、3, 5, 16 号河内町港町線他 2 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 5, 16、河内町港町線、新居浜市河内町、新居浜市港町、（新居浜市前田町、西原町 1、2 丁目、中須賀町 2 丁目、西町）、約 3,040m、地表式、15m、幹線街路と平面交差 7 箇所

幹線街路、3, 3, 5、船屋阿島線、西条市船屋字西山越、新居浜市阿島字三喜一番浜、（新居浜市磯浦町、前田町、一宮町 1、2 丁目、郷 1、2 丁目）、約 14,790m、地表式、22m、幹線街路と平面交差 13 箇所

幹線街路、3, 5, 14、磯浦新田線、新居浜市磯浦町、新居浜市新田町 1 丁目、（新居浜市新田町 3 丁目）、約 1,750m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

近年の商業業務系開発計画に対応するとともに土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図るため、都市計画道路 3, 5, 16 号北新町港町線を延伸変更するとともに、名称を 3, 5, 16 号河内町港町線に改めるものである。また、この変更にともない 3, 3, 5 号船屋阿島線及び 3, 5, 14 号磯浦新田線の交差部を本案の通り変更するものである。

### 第 563 号議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

都市計画道路中 3,6,23 号前田庄内線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,6,23、前田庄内線、新居浜市前田町、新居浜市庄内町 2 丁目、（新居浜市河内町、久保田町 1、2 丁目、庄内町 1 丁目）、約 2,520m、地表式、11m、幹線街路と平面交差 7 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画道路 3, 5, 16 号北新町港町線の計画変更にともない 3,6,23 号前田庄内線の起点交差部の交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。

### 第 564 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 1,3,5 号千舟町高岡線を 3,3,9 号千舟町空港線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,3,9 号千舟町空港線、松山市千舟町一丁目、松山市南吉田町、（松山市北斎院町）、約 6,840m、28m 内訳、松山市北斎院町、松山市北斎院町、約 350m、地下式、（10.25m×2）

松山市北斎院町、松山市北吉田町、約 870m、地下式、（10.25m×2）

約 5,620m、地表式、20～30m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、伊予鉄道高浜線と平

## 面交差、幹線街路と平面交差 14 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

### 理由

近年の急激な市街地の拡大、モータリゼーションの進展などに伴い、都市内交通量は極めて増大しており、特に松山空港線の交通混雑は著しく、これに対応する道路整備が急務となっている。このため、市街地中心部と西部地区及び松山空港との結節、沿道利用による地域開発等に配慮するとともに将来の交通需要に対応し、円滑な都市内交通の確保と都市機能の増進を図るため、松山広域街路網計画の一環として、本案のとおり変更するものである。

### 第 565 号議案 松山広域都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地中第 4 号弁天山緑地を次のように変更する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

4、弁天山緑地、松山市北吉田町、高岡町、北斎院町、別府町、約 109.5ha、緩衝緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由書

松山広域都市計画道路千舟町空港線の変更にともない、弁天山緑地を本案の通り変更するものである。

### 第 566 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約 4,730ha、中央排水区 3,020ha、西部排水区 1,710ha

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

- 1 号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～5.0m、約 5410m、中央処理区（合流管）
- 2 号幹線、湊町 8 丁目、勝山町 1 丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央処理区（合流管）
- 3 号幹線、竹原町 1 丁目、柳井町 2 丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央処理区（合流管）
- 4 号幹線、湊町 8 丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約 1,300m、中央処理区（合流管）
- 5 号幹線、築山町、石手 2 丁目、0.30 m～1.95m、約 2,460m、中央処理区（合流管）
- 6 号幹線、千舟町 5 丁目、此花町、0.40m～1.0m、約 1,960m、中央処理区（合流管）
- 中央 1 号污水幹線、南江戸 4 丁目、北梅本町、0.25 m～1.65m、約 12,200m、中央処理区（分流管）
- 中央 2 号污水幹線、南江戸 4 丁目、祝谷 3 丁目、0.25 m～0.90m、約 5,400m、中央処理区（分流管）
- 中央 3 号污水幹線、生石町、和泉北 3 丁目、1.10m～2.00m、約 2,350m、中央処理区（分流管）
- 中央 4 号污水幹線、保免中 2 丁目、今在家町、0.60m～1.10m、約 5,200m、中央処理区（分流管）
- 清水 1 号污水幹線、萱町 6 丁目、清水町 4 丁目、0.25 m～0.70m、約 920m、中央処理区（分流管）
- 味生 1 号污水幹線、南江戸 4 丁目、南江戸 6 丁目、0.25m～0.80m、約 820m、中央処理区（分流污水管）
- 久米 1 号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m～0.30m、約 1,190m、中央処理区（分流管）
- 久米 2 号污水幹線、来住町、平井町、0.25m～0.45m、約 2,950m、中央処理水区（分流管）



桑原 1 号污水幹線、枝松町 6 丁目、溝辺町、0.25m~0.60m、約 3,830m、中央処理区（分流管）  
 桑原 2 号污水幹線、東本 1 丁目、正円寺 4 丁目、0.25m~0.35m、約 1,040m、中央処理区（分流管）  
 桑原 3 号污水幹線、東本 2 丁目、畑寺 3 丁目、0.35m~0.40m、約 1,150m、中央処理区（分流管）  
 桑原 4 号污水幹線、枝松町 6 丁目、三町 3 丁目、0.25m~0.35m、約 1,170m、中央処理区（分流管）  
 石井 1 号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m~0.35m、約 980m、中央処理区（分流管）  
 石井 2 号污水幹線、古川西 1 丁目、星岡町、0.25m~0.60m、約 3,660m、中央処理区（分流管）  
 素鷲 1 号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m~0.80m、約 2,820m、中央処理区（分流管）  
 素鷲 2 号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m~0.80m、約 1,900m、中央処理区（分流管）  
 浮穴 1 号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m~0.60m、約 1,830m、中央処理区（分流管）  
 保免 1 号污水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、0.35m~0.60m、約 1,120m、中央処理区（分流管）  
 保免 2 号污水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、1.20m、約 1,090m、中央処理区（分流管）  
 雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約 270m、中央処理区（分流管）  
 溝辺污水幹線、石手 1 丁目、溝辺町、0.30m~0.35m、約 190m、マンホールポンプを含む、中央処理区（分流管）  
 中須賀 2 号污水幹線、辰巳町、石風呂町、0.25~0.30m、約 500m、西部処理区（分流管）  
 中須賀 3 号污水幹線、三杉町、高山町、0.80m、約 610m、西部処理区（分流管）  
 山西 1 号污水幹線、三杉町、古三津 3 丁目、0.30~0.80m、約 1,380m、西部処理区（分流管）  
 山西 2 号污水幹線、山西町、祓川 1 丁目、0.80m、約 660m、西部処理区（分流管）  
 山西 3 号污水幹線、山西町、北齊院町、0.25~0.60m、約 2,250m、西部処理区（分流管）  
 山西 4 号污水幹線、山西町、山西町、0.30~0.40m、約 1,120m、西部処理区（分流管）  
 三津浜 1 号污水幹線、別府町、三杉町、1.50m、約 2,590m、西部処理区（分流管）  
 三津浜 2 号污水幹線、大可賀 1 丁目、山西町、0.80m、約 650m、西部処理区（分流管）  
 三津浜 3 号污水幹線、大可賀 3 丁目、別府町、0.35~0.60m、約 1,400m、西部処理区（分流管）  
 北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.35~1.50m、約 2,220m、西部処理区（分流管）  
 齊院 1 号污水幹線、南吉田町、南齊院町、0.30~0.70m、約 2,620m、西部処理区（分流管）  
 齊院 2 号污水幹線、高岡町、南齊院町、0.30m、約 360m、西部処理区（分流管）  
 齊院 3 号污水幹線、南吉田町、高岡町、0.30~0.40m、約 600m、西部処理区（分流管）  
 富久 1 号污水幹線、東垣生町、南吉田町、1.50~1.65m、約 1,290m、西部処理区（分流管）  
 富久 2 号污水幹線、南吉田町、針田町、0.40~0.80m、約 2,920m、西部処理区（分流管）  
 富久 3 号污水幹線、南吉田町、余戸西 6 丁目、0.25~0.40m、約 1,300m、西部処理区（分流管）  
 富久 4 号污水幹線、南吉田町、南吉田町、0.30~0.40m、約 790m、西部処理区（分流管）  
 南吉田污水幹線、南吉田町地先、東垣生町、2.00m~2.90m、約 1,920m、西部処理区（分流管）  
 溝辺污水圧送幹線、石手 2 丁目、石手 1 丁目、0.20m、約 660m、中央処理区（分流管）  
 保免 1 号污水幹線、保免中 2 丁目、保免上 1 丁目、0.35m~0.60m、約 700m、中央処理区（分流管）  
 保免 2 号污水幹線、保免中 2 丁目、保免中 2 丁目、0.40m、約 280m、中央処理区（分流管）  
 1 号増補菅、生石町、湊町 8 丁目、2.00m、約 790m、中央処理区（合流管）  
 1 号第 1 増補菅、湊町 8 丁目、萱町 5 丁目、1.50m~2.00m、約 2070m、中央処理区（合流管）  
 1 号第 2 増補菅、千舟町 8 丁目、平和通 1 丁目、1.35 m~4.60m、約 3,340m、中央処理区（合流管）  
 1 号第 3 増補菅、文京町、道後湯之町、1.20m~2.20m、約 1,150m、中央処理区（合流管）  
 2 号増補菅、南江戸 3 丁目、千舟町 8 丁目、5.00m、約 920m、中央処理区（合流管）

2号第1増補管、三番町7丁目、大街道3丁目、1.20m～1.65m、約1,550m、中央処理区（合流管）  
 2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.50m～2.40m、約2,260m、中央処理区（合流管）  
 3号第1増補管、湊町8丁目、柳井町2丁目、1.35m～2.20m、約1,980m、中央処理区（合流管）  
 3号第2増補管、土橋町、土橋町、0.90m、約290m、中央処理区（合流管）  
 3号第3増補管、藤原町、藤原町、1.50m、約410m、中央処理区（合流管）  
 6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央処理区（合流管）  
 6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央処理区（合流管）  
 6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央処理区（合流管）  
 高浜汚水幹線、高浜町6丁目、高浜町1丁目、0.80m、約1,080m、西部処理区（分流通管）  
 中須賀1号汚水幹線、三杉町、梅津寺町、0.35～0.80m、約2,480m、西部処理区（分流通管）  
 余戸1号汚水幹線、余戸西1丁目、保免西2丁目、0.30～0.60m、約2,190m、西部処理区（分流通管）  
 余戸2号汚水幹線、余戸西1丁目、余戸南3丁目、0.35～0.45m、約960m、西部処理区（分流通管）  
 東垣生汚水幹線、東垣生町、余戸西1丁目、0.80～1.20m、約2,230m、西部処理区（分流通管）  
 西垣生1号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.25～0.60m、約770m、西部処理区（分流通管）  
 西垣生2号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.35～0.40m、約330m、西部処理区（分流通管）  
 西垣生3号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約250m、西部処理区（分流通管）  
 高浜汚水圧送幹線、梅津寺町、高浜町6丁目、0.20m、約1,600m、西部処理区（分流通管）  
 大可賀汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.00m、約560m、西部処理区（分流通管）  
 西垣生汚水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約1,250m、西部処理区（分流通管）  
 その他、0.25～0.80m、約717,490m、汚水管626,480m、合流管、91,010m、

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

### 3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

道後1号雨水幹線、祝谷6丁目、祝谷6丁目、0.90m、約380m、本庁排水区（分流通管）  
 道後2号雨水幹線、祝谷4丁目、祝谷5丁目、0.90m、約210m、本庁排水区（分流通管）  
 道後3号雨水幹線、祝谷3丁目、祝谷東町、0.90～1.00m、約560m、本庁排水区（分流通管）  
 道後4号雨水幹線、祝谷3丁目、祝谷4丁目、0.80～0.90m、約310m、本庁排水区（分流通管）  
 道後5号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約260m、本庁排水区（分流通管）  
 道後6号雨水幹線、石手2丁目、石手2丁目、1.00m、約180m、本庁排水区（分流通管）  
 道後7号雨水幹線、紅葉町、石手4丁目、1.00m～1.30m、約300m、本庁排水区（分流通管）  
 清水1号雨水幹線、御幸1丁目、御幸1丁目、0.90m、約490m、本庁排水区（分流通管）  
 清水2号雨水幹線、山越1丁目、御幸2丁目、0.90～1.30m、約500m、本庁排水区（分流通管）  
 清水3号雨水幹線、中央1丁目、高砂町3丁目、0.90～1.30m、約1,000m、本庁排水区（分流通管）  
 新玉1号雨水幹線、南江戸4丁目、三番町8丁目、1.30m～1.50m、約1,220m、本庁排水区（分流通管）  
 新玉2号雨水幹線、生石町、生石町、1.10m～1.50m、約620m、本庁排水区（分流通管）  
 味生1号雨水幹線、北芥院町、南江戸6丁目、1.80m、約720m、本庁排水区（分流通管）  
 雄郡1号雨水幹線、空港通1丁目、小栗5丁目、1.00m～1.40m、約1,270m、本庁排水区（分流通管）  
 雄郡2号雨水幹線、空港通1丁目、和泉北2丁目、1.60m～2.28m、約1,210m、本庁排水区（分流通管）  
 雄郡3号雨水幹線、土居田町、土居田町、1.40m～1.50m、約500m、本庁排水区（分流通管）  
 味酒1号雨水幹線、衣山2丁目、朝日ヶ丘2丁目、0.80m～1.40m、約600m、本庁排水区（分流通管）

味酒 2 号雨水幹線、美沢 1 丁目、美沢 1 丁目、1.10m～1.30m、約 440m、本庁排水区（分流管）  
味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m～1.00m、約 230m、本庁排水区（分流管）  
余土 1 号雨水幹線、保免中 1 丁目、和泉北 3 丁目、1.00m～1.90m、約 870m、本庁排水区（分流管）  
湯山 1 号雨水幹線、樽味 1 丁目、上高野町、2.94m～5.88m、約 2,830m、小野川排水区（分流管）  
桑原 1 号雨水幹線、畑寺 3 丁目、東野 5 丁目、1.30m～1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流管）  
桑原 2 号雨水幹線、松末 2 丁目、樽味 3 丁目、1.10m～1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流管）  
桑原 3 号雨水幹線、松末 2 丁目、枝松 2 丁目、1.10m～1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流管）  
久米 1 号雨水幹線、松末 2 丁目、福音寺町、1.20m～1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流管）  
素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、小坂 2 丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流管）  
素鷲 2 号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流管）  
素鷲 3 号雨水幹線、朝生田町、立花 3 丁目、1.00m～1.40m、約 810m、小野川排水区（分流管）  
素鷲 4 号雨水幹線、朝生田町、立花 6 丁目、1.00m～1.90m、約 900m、小野川排水区（分流管）  
石井 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、小野川排水区（分流管）  
持田雨水幹線、錦町、持田町 1 丁目、1.10m～1.80m、約 1,450m、本庁排水区（分流管）  
平和通雨水幹線、清水町 2 丁目、道後町 2 丁目、1.00m～2.14m、約 1,580m、本庁排水区（分流管）  
新玉 3 号雨水幹線、南江戸 3 丁目、南江戸 1 丁目、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流管）  
道後 8 号雨水幹線、道後湯之町、道後湯之町、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流管）  
道後 9 号雨水幹線、道後湯之町、祝谷 1 丁目、1.30m～2.00m、約 720m、本庁排水区（分流管）  
道後 10 号雨水幹線、道後多幸町、祝谷 1 丁目、1.10m、約 400m、本庁排水区（分流管）  
高浜 1 号雨水幹線、高浜町 6 丁目、高浜町 5 丁目、2.00m、約 70m、高浜第 1 排水区（分流管）  
高浜 2 号雨水幹線、高浜町 1 丁目、高浜町 1 丁目、4.20m、約 280m、高浜第 2 排水区（分流管）  
梅津寺雨水幹線、梅津寺町地先、梅津寺町、1.30m～1.40m、約 220m、梅津寺排水区（分流管）  
石風呂 1 号圧力幹線、辰巳町、石風呂町、2.00m～2.20m、約 930m、石風呂排水区（分流管）  
石風呂 2 号圧力幹線、石風呂町、新浜町、1.35m、約 420m、石風呂排水区（分流管）  
石風呂 3 号圧力幹線、石風呂町、松の木 2 丁目、1.20m、約 40m、石風呂排水区（分流管）  
中須賀 1 号雨水幹線、三杉町、北山町、1.30m～2.70m、約 1,910m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、みどりヶ丘、1.30m～3.50m、約 1,810m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 3 号雨水幹線、古三津 1 丁目、山西町、1.60m～1.80m、約 1,170m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 4 号雨水幹線、古三津 5 丁目、古三津 5 丁目、1.20m、約 210m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 5 号雨水幹線、会津町、東山町、1.30m～2.10m、約 980m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、衣山 5 丁目、1.80m～2.60m、約 3,010m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀 7 号雨水幹線、辰巳町、辰巳町、1.50m～2.00m、約 160m、中須賀第 2 排水区（分流管）  
中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流管）  
中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流管）  
宮前 1 号雨水幹線、別府町、別府町、1.20m～1.40m、約 310m、宮前第 2 排水区（分流管）  
宮前 2 号雨水幹線、別府町、北斎院町、1.50m～2.20m、約 790m、宮前第 3 排水区（分流管）  
宮前 3 号雨水幹線、北斎院町、北斎院町、2.00m、約 210m、宮前第 4 排水区（分流管）  
大可賀雨水幹線、大可賀 3 丁目、別府町、1.50m～1.80m、約 1,270m、大可賀排水区（分流管）  
大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流管）

北吉田 1 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.70m～3.00m、約 910m、北吉田排水区（分流管）  
北吉田 2 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.60m、約 360m、北吉田排水区（分流管）  
南吉田雨水幹線、南吉田町地先、南吉田町、1.80m～2.20m、約 1,020m、南吉田排水区（分流管）  
堂之元 1 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、1.60m～2.80m、約 1,220m、堂之元第 2 排水区（分流管）  
堂之元 2 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、2.00m～2.50m、約 740m、堂之元第 3 排水区（分流管）  
堂之元 3 号雨水幹線、高岡町、南斉院町、1.40m～3.50m、約 1570m、堂之元第 3 排水区（分流管）  
堂之元 4 号雨水幹線、南斉院町、南斉院町、1.60m～1.70m、約 360m、堂之元第 4 排水区（分流管）  
洗地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、洗地第 2 排水区（分流管）  
洗地 2 号雨水幹線、久保田町、土居田町、2.00m～3.20m、約 2680m、洗地第 6 排水区（分流管）  
洗地 3 号雨水幹線、久保田町、土居田町、1.60m～2.60m、約 3,010m、洗地第 5 排水区（分流管）  
洗地 4 号雨水幹線、余戸西 4 丁目、保免中 1 丁目、2.00m～2.80m、約 2,930m、洗地第 4 排水区（分流管）  
洗地 5 号雨水幹線、南斉院町、生石町、1.70m、約 780m、洗地第 6 排水区（分流管）  
洗地 6 号雨水幹線、生石町、生石町、1.60m、約 220m、洗地第 6 排水区（分流管）  
垣生雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、垣生排水区（分流管）  
三段地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、2.20m、約 170m、三段地第 3 排水区（分流管）  
三段地 2 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、保免中 2 丁目、1.70m～4.00m、約 2,880m、三段地第 6 排水区  
（分流管）  
三段地 3 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸中 1 丁目、1.60m～6.00m、約 1,170m、三段地第 6 排水区  
（分流管）  
三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 1 丁目、1.70m～4.70m、約 1,870m、三段地第 6 排水区  
（分流管）  
三段地 5 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 4 丁目、2.00m～3.30m、約 730m、三段地第 6 排水区（分流管）  
その他、0.24m～1.00m、約 374,800m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ場

##### 4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,100m<sup>2</sup>、ポンプ 36.7m<sup>3</sup>/分

第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 3.4m<sup>3</sup>/分

高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m<sup>2</sup>、ポンプ 2.06m<sup>3</sup>/分

大可賀汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,600m<sup>2</sup>、ポンプ 47.13m<sup>3</sup>/分

垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m<sup>2</sup>、ポンプ 5.41m<sup>3</sup>/分

「区域は、計画図表示のとおり」

##### 4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m<sup>2</sup>、ポンプ 357.54m<sup>3</sup>/分

中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m<sup>2</sup>)、ポンプ 1064.64m<sup>3</sup>/分

中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m<sup>2</sup>、ポンプ 170.28m<sup>3</sup>/分

大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m<sup>2</sup>、ポンプ 349.0m<sup>3</sup>/分

朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m<sup>2</sup>、ポンプ 31.74m<sup>3</sup>/分

「区域は、計画図表示のとおり」

## 5 処理施設

### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町及び南江戸4丁目、約108,800m<sup>2</sup>、中級処理、約43,280 m<sup>3</sup>/日、高級処理、約168,160 m<sup>3</sup>/日

西部処理場、南吉田町地先、約141,600m<sup>2</sup>、高級処理、約111,400 m<sup>3</sup>/日

「位置は計画図表示のとおり」

### 変更理由

松山公共下水道は、昭和33年に事業着手して以来、順次排水区域の拡大変更を行い、昭和63年面積4730haの排水区域を決定し、鋭意整備促進を図っているところである。近年の急速な市街化の進展に対応し、効率的、効果的な下水道計画とするとともに、周辺住民との融和を図り、健全な下水道事業の運営を図るため、汚水幹線及び処理施設区域の一部を本案のとおり変更するものである。

## 第567号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の変更（西海町決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように変更する。

### 【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1、西海町ごみ焼却場、南宇和郡西海町下久家、約2,200m<sup>2</sup>、処理能力7t/日

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

西海町のごみ焼却場は昭和47年に建設し、補修を重ねながら供用してきたが、近年老朽化が著しく処理能力が低下し、適正な焼却処理を行うのに困難な状況となっている。このため現有施設の隣接地に近代的な施設の更新を計画し、都市計画決定を行おうとするものである。

## 第568号議案 宇和都市計画火葬場の決定（宇和町決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

### 【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、宇和町火葬場、東宇和郡宇和町大字皆田字埴坂、約6,300m<sup>2</sup>、処理能力6（体/日）

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

宇和町火葬場は、昭和35年3月に建設され補修を重ねながら供用してきたが、近年老朽化が著しく、また宅地化の進行により、住宅に近接し、煤煙、臭気等環境問題が生じ、適正な火葬処理が困難な状況となっている。このため、宇和町皆田地区に新しく近代的な施設の建設を計画し、都市計画決定を行おうとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第562号議案、第563号議案、

事務局：現在の北新町港町線は、昭和29年に延長約2,330m、幅員15mで決定されているが、起点部南西角地の住友鉱山、住友化学社宅跡地の商業業務系開発に対応するため、船屋阿島線から公共下

水道江口雨水幹線沿いに、南は幅員 16m で約 710m 延伸し、新田高木線に接続する計画で、名称を河内町港町線に改める。船屋阿島線と磯浦新田線については、河内町港町線との交差点計画の変更である。前田庄内線は、昭和 29 年に延長約 2,530m、幅員 11m で決定されているが、河内町港町線への変更に伴い、起点部交差点を変更するもので、延長は起点部で約 10m 短くなる。

#### 第 564 号議案、第 565 号議案

事務局：まず、第 564 号議案の千舟町高岡線の変更から説明いたします。幹線街路として市街地中心部から現在決定されております千舟町高岡線を利用し、弁天山をトンネルで貫き西部臨海部や空港にいたるルートを計画したものであります。計画に当たっては、松山空港線の交通混雑の解消はもちろん、地域の利便性、市街地中心部と西部臨海部及び空港との結節、沿道の土地利用による地域開発等に配慮するとともに、将来の交通需要に対応し、円滑な都市内交通の確保と都市機能の増進を図るため松山広域街路網計画の一貫として計画変更するものであります。現在、決定されております千舟町高岡線は昭和 40 年の変更により、起点を松山市千舟町 1 丁目、終点を松山市別府町とし、延長 6,130m、基本幅員 28m の幹線街路として決定されております。ルートは既決定の千舟町高岡線を最大限利用する計画で、起点の松山市千舟町 1 丁目から北斎院町まで、延長約 3,550m は現在の計画決定をそのまま利用し、北斎院町から岩子山及び弁天山をトンネルで貫き、主要地方道伊予松山港線と平面交差し、市道生石 92 号線に接続する南吉田までの区間延長約 3,290m については新たに計画したものであります。なお、この変更によりまして黄色で表示している既決定の千舟町高岡線は廃止することになります。

次に住民周知等の経緯について説明します。まず、当路線にかかる直接地元であります北吉田地区、北斎院地区の地元調整の経緯からご説明します。地元説明会は、62 年 6 月 24 日、北吉田公民館で、また、1 月 26 日、松山市農協味生支所で開催し、松山市から計画案の内容説明を行ったところ、62 年 3 月 19 日北吉田区長から公害の発生、地域の分断等を理由に反対陳情書が提出されました。元年 4 月 23 日、県、市、で説明会を行い、住民の理解と協力を求めてまいりました。地元では、これを受けて、臨時総会を開催したところ、地区住民からの要望が出され、区長から平成元年 6 月 13 日、県、市にたいし、

- ① 北吉田地区を空港騒音対策地区に指定すること
- ② 地区内の道路、水路等の施設整備を行うこと

など、33 項目の要望書が提出されました。県、市ではこの要望書の対応について、調査、検討を行い、元年 9 月 28 日県、市から回答を行ったところ、地元では、これを受けて 10 月 11 日臨時総会が開催され、検討がなされた結果、元年 11 月 17 日、千舟町空港線対策委員会会長である北吉田区長から道路計画を進めることに異存ない旨の合意文書が提出され、陳情書の取り下げがなされました。次に、北斎院地区等の調整経緯についてご説明します。北斎院地区では、昭和 62 年 1 月の地元説明会后、一部住民が「千舟町空港線道路計画反対同盟」を設置し、62 年 9 月 21 日、反対同盟会長から生活基盤の破壊等を理由に反対陳情書が提出されました。以降、62 年 10 月から 63 年 9 月にかけて、反対同盟会長と協議、調整を行い、平成元年 10 月 24 日、地区総代に県、市から協力要請するとともに地区の意向を確認したところ、地区としては早期事業化を望んでおり、協力する旨の回答を得ております。以上が地元調整の経緯であります。

委員：この、二つの議案は長期に渡って議論されて計画をしてきたものでありまして、今日、我々が審議しようとしていることは非常に重大な審査であると心に決めて、先ほどからの説明をきいておると

ころでございます。この種の議論というのは、概ね総論賛成、各論反対ということで、議論をかもしだすことでありまして、この、各論反対については、事前の説得と協力の要請が必須であろう、このように思っております。私は、この度若干の意見を持っておりますが、それより前に 2 月 20 日、今説明がありました、市の審議会における審査の内容について、説明をお願いしたいと思います。

議長：事務局説明をお願いします。

事務局：市の審議会の内容についてでございますが、市の審議会では、反対意見書に関し、

- ・トンネルのルート変更についてどのように考えているのか。
- ・騒音、大気汚染等の環境問題にたいし、どのように対応するのか
- ・また、地域の要望である農道等の整備、家屋の移転や農地減少などの農業問題についてどのように対応するのか、というような意見が出されております。

この意見について松山市は、

- ・トンネルのルート変更については、交差点処理、トンネルの構造及び沿道利用上好ましくない
- ・騒音、振動、大気汚染など公害発生による環境の悪化については、交通量、道路構造からみて特に環境悪化の恐れはないと思われる。
- ・農道等の整備については十分地元と協議し、また、家屋の移転や、農地の減少による農業問題については、地元と十分協議し代替地等の対応により支障がないよう努めたい旨説明をしており、特に反対の意見もなく原案どおり承認をされております。

議長：外に意見はございませんか。

委員：これと同じ様な案件でございますが、宮前川の改修についてですね、条文があ

りまして、特に放水箇所などにつきましては漁業組合の合意を得るのが非常に困難な時期もございました。しかし、私達が承知しているのは、その当時の宮前川工事事務所長の親切を超えた説得により、最終的には全員一致の協力を得たと報告を受けたことがあるんでございます。その後、同事務所長にその話を聞いたのでありますが、最終的にはもう、誠意というのは、何回もいってこちらのやろうとしていることがどれほど必要なのかということとを判ってもらい以外誠意の示し様はないんだ、いい言葉というものもなければ、あるいは、いい行動もない、こちらがやろうとしていることにどれだけ理解を頂戴するかということであり、それには時間を惜しんではならん、という話を聞いたことがございます。

それで私は、この空港線ももうすでに議論されましてから 15 年くらいの期間が、一番最初に議論がでてからは 15 年くらい時間が経過して、いよいよこの段階にきたということだとおもいますが、今までそれらの努力をどこまでつづけられてきているのか、そして、最終的な見通しをどのように持っておられるのか、このことについて聞きたいと思っております。

議長：事務局説明をお願いします。

事務局：この調整につきましては、説明会以降約 3 年に渡って、10 数回の地元役員との調整を重ね、最終的には地元の総会においても反対意見はないというような結論の中で、この道路計画を進めることに異存はないというような文書が送付されています。しかし、このような状況の中で反対意見があったということでございますので、先に説明しましたように、特に反対者に対しましては今後とも理解と協力を得るよう誠意をもって粘り強く対応して参りたいと考えております。今後の見通しでございますが、基本的には御理解を頂いていると考えておりまして、地域の環境整備等につきましても、地元との合意もしておりますし、また、松山市も、この道路につきましては重

要な路線であり、道路整備の推進のために地元対応など、協力するというような見解を示しておりますので、今後とも地元役員、県、市、一体となりまして、地元関係者の理解と協力を得ながら、事業の円滑な推進を図って参りたいと考えております。

議長：外に意見はございませんか。委員どうぞ

委員：このことについての、松山市の審議会の模様も一応判りました。今までの努力の経過についても一定の理解を得ることが出来ました。ご案内のように、この路線は高松空港の開港にあわせ、愛媛の空の玄関をどう復元していくかということもあわせ、愛媛の産業形態の上にも単なる交通網の整備だけではなくて、極めて強い関係を持つものであることは、案内のとおりであります。そこで、市の審議会においても議論を尽くされたことでありますが、私は133通の反対意見書、これは軽率に扱ってはならんと、この人達には最大の努力を尽くして協力を求め、そして不十分であってもやむを得ないという、消極的賛成であっても賛成を頂く努力を、誠意をみせて、そして、これを推進してきた関係団体なども含めてですね、努力を是非お願いをしておきたい、そのことを皆さんが十分やるし、やれるだろうと、こういう気持であると、積極的に賛成が出来る、このように思いますが、尚、どうかこういう疑問が残りますので、説明者の説明、又は、担当の課長もお見えでございますので、決意のほどお聞かせねがいたいと考えます。

担当課長：この都市計画決定につきましては、先ほどから説明しておりますように、62年に地元説明会を開催しており、その後、反対の陳情書が出た訳でございます。我々といたしましては、松山市と連携をとりながら十数回の会合を持ちまして、そのことの調整を進めてきた訳でございます。その間には、先般説明のありましたように33項目の地元の要望のでまいりました。そのことにつきましては、県も市も誠意ある回答をしてきたわけでございます。最終的には去年の11月17日に地元の空港線対策委員会から建設に合意するという文章も頂いております。このような経緯がございまして、1月5日から19日の間2週間縦覧した訳でございます。その縦覧の結果、反対意見が出るとは思っていませんでしたが反対意見が出てまいりました。そのため地元の意向を再確認したところ、地元としては、総会に図って慎重に審議し、反対者を切り捨てるのではなく、反対者も中に入って審議した結果の意見でございますので、11月の文書どおり進めて欲しいという非常に強い意見であり、計画決定を行うことについて今回御審議をいただいている訳でございます。また、今後の取組みでございますが、今から用地買収とかの問題が出てまいります。この道路の建設は、地元住民の理解と協力がなければ出来ない訳でございます。特に今回反対している方々の理解がなければ用地買収もスムーズには進みません。県としては今後とも反対者も含めまして理解と協力を得るよう誠意をもって対応していきたいと考えております。